

津市公報

第 462 号

令和7年3月21日

目 次

津市規則

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市公平公正な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則及び津市営駐車場に関する規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市自動車管理規程の一部を改正する訓令

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整理に関する訓令

津市告示

令和7年度労働報酬下限額

地域密着型サービス事業者の廃止

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定

介護保険法に基づく介護予防支援事業所の指定

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法に基づく介護予防支援事業所の廃止

放置自転車の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

令和7年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

津市ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に係る派遣型学習支援業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

津市ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に係る教室型学習支援業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業の事業計画の変更

開発行為に関する工事の完了

経営管理権集積計画の縦覧

令和7年2月分津市農用地利用集積計画の決定

地域計画案の縦覧

津市上下水道事業管理規程

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規定の一部を改正する規程

津市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の事業の廃止

公共下水道の供用及び下水の処理の開始

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市河内財産区議会議員選挙の選挙期日

津市河内財産区議会議員選挙における投票所

津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市河内財産区議会議員選挙における開票の事務と選挙会事務の合同

津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時

津市河内財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

津市河内財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の決定

津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市河内財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

※　目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第3号

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項、附則別表第1の6級の項及び別表第1の6級の項中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学」に改める。

(津市物品会計規則の一部改正)

第2条 津市物品会計規則（平成18年津市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学」に改める。

(三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第212号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市立三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則

第1条中「三重短期大学の設置及び管理に関する条例」を「津市立三重短期大学の設置及び管理に関する条例」に改める。

第2条中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学」に改める。

(三重短期大学の組織に関する規則の一部改正)

第4条 三重短期大学の組織に関する規則（平成18年津市規則第213号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市立三重短期大学の組織に関する規則

第1条中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学（以下「本学」という。）」に改める。

(三重短期大学事務分掌規則の一部改正)

第5条 三重短期大学事務分掌規則（平成18年津市規則第214号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市立三重短期大学事務分掌規則

第1条中「三重短期大学の組織に関する規則」を「津市立三重短期大学の組織に関する規則」に改める。

第2条第1項第14号中「三重短期大学地域連携センター」を「津市立三重短期大学地域連携センター」に改める。

第3条中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学」に改める。

別表中	三重短期大学	津市立三重短期大学	に、
	三重短期大学長之印	津市立三重短期大学長之印	
	三重短期大学学生部長之印	津市立三重短期大学学生部長之印	
	三重短期大学図書館長之印	津市立三重短期大学図書館長之印	
	三重短期大学長職務代理者印	津市立三重短期大学長職務代理者印	

「29mm平方」を「30mm平方」に改める。

(三重短期大学授業料等徴収猶予及び減免に関する規則の一部改正)

第6条 三重短期大学授業料等徴収猶予及び減免に関する規則（平成18年津市規則第215号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市立三重短期大学授業料等徴収猶予及び減免に関する規則

(三重短期大学地域連携センター設置規則の一部改正)

第7条 三重短期大学地域連携センター設置規則（平成20年津市規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市立三重短期大学地域連携センター設置規則

第1条中「三重短期大学に」を「津市立三重短期大学（以下「本学」という。）に」に、「三重短期大学地域連携センター」を「津市立三重短期大学地域連携センター」に改める。

第2条第5号中「三重短期大学」を「本学」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 27 年津市規則第 7
号）の一部を次のように改正する。

別表津市高茶屋保育園の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第5号

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年津市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1津市立津みどりの森こども園の項中「120人」を「75人」に、「60人」を「105人」に改め、同表津市立芸濃こども園の項中

「

90人	90人
-----	-----

」を「

60人	120人
-----	------

」に改め、同表津市立香

良洲浜っ子幼稚園の項中「60人」を「45人」に、「90人」を「105人」に改め、同表津市立白山こども園の項中「60人」を「45人」に、「120人」を「135人」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第6号

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則（令和3年津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（コンプライアンス責任者）

第7条の2 職場におけるコンプライアンスの推進を図るため、各課等にコンプライアンス責任者（以下この条において「責任者」という。）を置き、責任者には各課等における所属長をもって充てる。

2 責任者は、各課等において次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 所属の職員の職務に係る倫理の保持並びに社会規範及び法令等の遵守のための研修及び相談対応に係る体制の整備を行うこと。
- (2) 所属の職員に対し、職務に係る倫理の保持並びに社会規範及び法令等の遵守に関する指導及び助言を行うこと。
- (3) その他コンプライアンスの推進に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第7号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第2
2号）の一部を次のように改正する。

第13条第8項第2号中「、条例第9条第2項の規定による請求にあっては
3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を削る。

第21条第1項第16号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾
病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める
事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事
のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の津市職員の勤務時間、休日及
び休暇に関する規則第21条第1項第16号の休暇については、改正後の津
市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第21条第1項第16号の休
暇として使用されたものとみなす。

津市市税条例施行規則及び津市営駐車場に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

津市長 前葉泰幸

津市規則第8号

津市市税条例施行規則及び津市営駐車場に関する規則の一部を改正する規則

(津市市税条例施行規則の一部改正)

第1条 津市市税条例施行規則(平成18年津市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第68号様式その2中

運転免許証番号	第号
交付年月日	年月日
有効期限	
種類及び条件	

を

運転免許証番号※1	番号※1
交付年月日※2	年月日
有効期限	
種類及び条件	

に改め、同様

式に次のように加える。

※1 運転免許証の番号又は免許情報記録の番号を記入してください。

※2 提示した資料が特定免許情報の場合は、交付年月日の記載は不要です。

(津市営駐車場に関する規則の一部改正)

第2条 津市営駐車場に関する規則(平成18年津市規則第207号)の一部を次のように改正する。

第5条中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録(道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。)の番号を証するに足りる資料」を加える。

第5号様式中「運転免許証番号」の次に「又は免許情報記録の番号」を加える。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

津市訓令第1号

庁中一般

出先機関

津市自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

津市自動車管理規程の一部を改正する訓令

津市自動車管理規程（平成18年津市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「運転免許証」の次に「若しくは免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

津市訓令第2号

庁中一般

出先機関

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整理に関する訓令

(津市職員研修規程の一部改正)

第1条 津市職員研修規程（平成18年津市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学」に改める。

(三重短期大学人事に関する規程の一部改正)

第2条 三重短期大学人事に関する規程（平成18年津市訓令第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市立三重短期大学人事に関する規程

別記様式中「三重短期大学名誉教授」を「津市立三重短期大学名誉教授」に、「三重短期大学 印」を「津市立三重短期大学 印」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

津市告示第34号

令和7年度労働報酬下限額を定めたので、津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月4日

津市長 前 葉 泰 幸

令和7年度労働報酬下限額 1,137円

津市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年3月4日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

株式会社三重平安閣

2 事業所の名称

レツツ俱楽部津南

3 事業所の所在地

津市雲出長常町1103番地4 エイトマンション1F

4 廃止年月日

令和7年3月31日

5 サービスの種類

地域密着型通所介護

津市告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年3月4日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

合同会社Rashik

2 事業所の名称

ケアプランセンターRashik

3 事業所の所在地

津市柳山津興1451-1

4 指定年月日

令和7年4月1日

5 サービスの種類

居宅介護支援

津市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成30年津市告示第30号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大蔵園自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和6年6月8日の定期総会において改選されたため。

津市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年津市告示第204号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南出自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年1月26日の定期総会において改選されたため。

津市告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社一花
- 2 事業所の名称
ケアプランセンター一花
- 3 事業所の所在地
津市大園町11番43号
- 4 指定年月日
令和7年4月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和7年3月6日

津市長 前葉泰幸

- 1 事業者の名称
合同会社一花
- 2 事業所の名称
ケアプランセンター一花
- 3 事業所の所在地
津市大園町11番43号
- 4 指定年月日
令和7年4月1日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和7年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

社会福祉法人あけあい会

2 事業所の名称

ケアプランセンターあのう

3 事業所の所在地

津市安濃町東觀音寺353番地

4 廃止年月日

令和7年3月31日

5 サービスの種類

居宅介護支援

津市告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の25第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第115条の30第2号の規定により告示する。

令和7年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

社会福祉法人あけあい会

2 事業所の名称

ケアプランセンターあのう

3 事業所の所在地

津市安濃町東觀音寺353番地

4 廃止年月日

令和7年3月31日

5 サービスの種類

介護予防支援

津市告示第43号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和7年2月5日
アスト公共自転車等駐車場	64	令和7年2月10日
阿漕駅前公共自転車等駐車場	6	令和7年2月10日
白塚駅公共自転車等駐車場	9	令和7年2月12日
津新町駅北公共自転車等駐車場	8	令和7年2月20日
津新町駅南公共自転車等駐車場	21	令和7年2月20日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	9	令和7年2月20日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	23	令和7年2月20日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	4	令和7年2月20日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和7年2月21日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	1	令和7年2月21日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年津市告示第40号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

雲出市島貫自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年1月19日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年津市告示第196号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

長岡町自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月2日の定期総会において選任され、同月3日から就任することになったため。

津市告示第46号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和7年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第3項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

令和7年3月11日

津市長 前葉泰幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる地域
政策財務部資産税課	津市全域
政策財務部資産税課分室	
河芸総合支所市民福祉課	河芸地域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃地域
美里総合支所市民福祉課	美里地域
安濃総合支所市民福祉課	安濃地域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲地域
一志総合支所市民福祉課	一志地域
白山総合支所市民福祉課	白山地域
美杉総合支所市民福祉課	美杉地域

2 縦覧期間

令和7年4月1日から同年5月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

津市告示第47号

下記の者の令和6年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年3月11日

津市長 前 葉 泰 幸

記

○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○
○○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	

津市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第22号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月11日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年2月23日の定期総会において選任され、同年3月5日から就任することになったため。

津市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年津市告示第128号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月14日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

津市庄田町自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和7年2月23日の臨時総会において承認され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年津市告示第104号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月14日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安東町鹿毛自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和7年3月9日の定期総会において承認されたため。

津市公告第24号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月3日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に係る派遣型学習支援業務委託

(2) 業務委託の概要

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に係る派遣型学習支援業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（36ヶ月）

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年津市条例第319号）第2条第2号に基づく長期継続契約です。

イ この契約は、履行期間の始期の属する年度に係る歳入歳出予算につき、津市議会の議決があったときに効力が生じるものとします。

ウ 津市は、この契約の締結の日の属する年度以降において、津市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができます。

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた

者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。)

- (5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者
- (6) 令和元年度から令和5年度までの間に、地方公共団体との間で、ひとり親家庭または生活困窮世帯を対象とした学習支援事業の受託実績を有する者。ただし、長期継続契約の場合、令和元年度から令和5年度までの間ににおいて1年以上履行している場合は、履行中のものも可とします。

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページ当該入札記事内【<https://www.info.city.tsu.mie.jp>】からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和7年3月5日（水）午後3時まで

イ 提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 健康福祉部こども政策課給付支援担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

《送信先》

電子メール 229-3390@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3451

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和7年3月7日（金）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和7年3月12日（水）午後5時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 健康福祉部こども政策課給付支援担当

(3) 提出方法

提出方法については、原則として一般書留又は簡易書留としますが、当該期限までに間に合わない場合に限り、当課への持参を可とします。

また、郵送による提出の場合は当課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからキまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えない

ものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の省略をすることができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

- ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）
- イ 宣誓書（第3号様式）
- ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び添付書類（当該業務委託契約書（仕様書を含む。）、業務の完了が確認できる書類）の写し（コピー可）
- エ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができるることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限ります。オ及びカについても同じです。）

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写）」を添付してください。）

オ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

カ 印鑑証明書（コピー可）

キ 使用印鑑届（様式第5号）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が実印と異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものと提出してください。

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和7年3月19日（水）までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第6号様式）により通知

します。（入札参加資格者には入札者確認票（第7号様式）、入札書（第8号様式）を同封します。）

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札

(1) 日時

令和7年3月21日（金）午後3時30分から

(2) 場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎 第21会議室（本庁舎2階）

(3) その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し確認を受けてください。

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約単価に12か月分の予定数量を乗じて得た金額に当該金額の消費税及び地方消費税額分を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。

10 その他注意事項

(1) 入札にあたっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に3箇所の封印をしてください。

(2) 入札金額は、単価（消費税及び地方消費税抜き）に予定数量を乗じて得た総額を記載してください。落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。

課税事業者については、単価（税別）による契約とし、請求時において、契約単価より算出した金額に消費税及び地方消費税分として当該金額

の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

免税事業者については、単価に消費税及び地方消費税相当分として当該金額の100分の10を加算した金額を契約単価とし、請求時において、契約単価より算出した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

なお落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合があります（原則として1回）。
- (4) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむ得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することができます。なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりにかかる費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (6) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。
- (7) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号
健康福祉部こども政策課給付支援担当
電話番号 059-229-3155
FAX 059-229-3451
メールアドレス 229-3390@city.tsu.lg.jp

津市公告第25号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月3日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に係る教室型学習支援業務委託

(2) 業務委託の概要

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に係る教室型学習支援業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（36ヶ月）

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年津市条例第319号）第2条第2号に基づく長期継続契約です。

イ この契約は、履行期間の始期の属する年度に係る歳入歳出予算につき、津市議会の議決があったときに効力が生じるものとします。

ウ 津市は、この契約の締結の日の属する年度以降において、津市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができます。

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた

者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。)

- (5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者
- (6) 令和元年度から令和5年度までの間に、地方公共団体との間で、ひとり親家庭または生活困窮世帯を対象とした学習支援事業の受託実績を有する者。ただし、長期継続契約の場合、令和元年度から令和5年度までの間ににおいて1年以上履行している場合は、履行中のものも可とします。

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページ当該入札記事内【<https://www.info.city.tsu.mie.jp>】からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和7年3月5日（水）午後3時まで

イ 提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 健康福祉部こども政策課給付支援担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

《送信先》

電子メール 229-3390@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3451

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和7年3月7日（金）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和7年3月12日（水）午後5時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 健康福祉部こども政策課給付支援担当

(3) 提出方法

提出方法については、原則として一般書留又は簡易書留としますが、当該期限までに間に合わない場合に限り、当課への持参を可とします。

また、郵送による提出の場合は当課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからキまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えない

ものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の省略をすることができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

- ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）
- イ 宣誓書（第3号様式）
- ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び添付書類（当該業務委託契約書（仕様書を含む。）、業務の完了が確認できる書類）の写し（コピー可）
- エ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができるることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限ります。オ及びカについても同じです。）

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写）」を添付してください。）

オ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

カ 印鑑証明書（コピー可）

キ 使用印鑑届（様式第5号）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が実印と異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものと提出してください。

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和7年3月19日（水）までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第6号様式）により通知

します。（入札参加資格者には入札者確認票（第7号様式）、入札書（第8号様式）を同封します。）

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札

(1) 日時

令和7年3月21日（金）午後3時から

(2) 場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎 第21会議室（本庁舎2階）

(3) その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し確認を受けてください。

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約単価に12か月分の予定数量を乗じて得た金額に当該金額の消費税及び地方消費税額分を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。

10 その他注意事項

(1) 入札にあたっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に3箇所の封印をしてください。

(2) 入札金額は、単価（消費税及び地方消費税抜き）を記載してください。落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とし、予定価格の範囲内における最低価格入札者を落札とします。

課税事業者については、単価（税別）による契約とし、請求時において、契約単価より算出した金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

免税事業者については、単価に消費税及び地方消費税相当分として当該金額の100分の10を加算した金額を契約単価とし、請求時において、契約単価より算出した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

なお、最低価格入札者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合があります（原則として1回）。
- (4) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむ得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することができます。なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりにかかる費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (6) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。
- (7) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号
健康福祉部こども政策課給付支援担当
電話番号 059-229-3155
FAX 059-229-3451
メールアドレス 229-3390@city.tsu.lg.jp

津市公告第26号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月3日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

507030301

公 告 日	令和7年3月3日		工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	令和6年度南市交第2号 (仮称) 桃園駅公共自転車等駐車場整備工事					
工 事 場 所	津市 牧町 地内					
工 事 概 要	照明灯 2基 碎石舗装 403m ² 柵工 116m					
工 期	契約締結の日から 令和7年7月22日 まで					
発 注 業 種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A2・A1		
		【プロック】久居	【地区】一志・白山	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その 他 要 件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和7年3月21日 まで				
	閲 覧 场 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年3月12日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和7年3月17日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和7年3月21日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年3月26日 午前9時00分					
	津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	17,849,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有(令和7年4月以降)					
部 分 払	無					
その 他	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。</p> <p>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

507030302

公 告 日	令和7年3月3日		工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	令和6年度南道維補第1号 羽野20号線道路改良（舗装）工事					
工 事 場 所	津市 戸木町 地内					
工 事 概 要	表層 3, 900m ² 基層 3, 900m ² 路上路盤再生工 3, 900m ²					
工 期	契約締結の日から 令和7年9月8日 まで					
発 注 業 種	舗装					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
	その 他 要 件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和7年3月21日 まで				
	閲 覧 场 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年3月12日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和7年3月17日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和7年3月21日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年3月26日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 價 格	67,627,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 價 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有(令和7年4月以降)					
部 分 払	無					
その 他	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。 					

事後審査型条件付一般競争入札

507030303

公 告 日	令和7年3月3日		工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和6年度北道維補第5号 栗真海浜線道路改良（舗装）工事					
工 事 場 所	津市 白塚町 地内					
工 事 概 要	表層 4, 960m ² 基層 4, 960m ² 路上路盤再生工 4, 960m ²					
工 期	契約締結の日から 令和7年9月8日 まで					
発 注 業 種	舗装					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	A				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
	その 他 要 件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和7年3月21日 まで				
	閲 覧 场 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年3月12日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和7年3月17日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和7年3月21日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年3月26日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 價 格	66,327,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 價 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有(令和7年4月以降)					
部 分 払	無					
その 他	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。 					

事後審査型条件付一般競争入札

507030304

公 告 日	令和7年3月3日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	令和6年度北道維補第3号 栗真小川高野尾町線道路改良（舗装）工事								
工 事 場 所	津市 大里小野田町及びあのつ台一丁目		地内						
工 事 概 要	表層 3, 780m ² 基層 3, 780m ² 路上路盤再生工 3, 780m ²								
工 期	契約締結の日から 令和7年8月18日 まで								
発 注 業 種	舗装								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	A							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同 種 工 事 実 績 要 件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その 他 要 件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和7年3月21日 まで							
	閲 覧 场 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年3月12日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和7年3月17日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和7年3月21日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年3月26日 午前10時20分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	47,683,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有(令和7年4月以降)								
部 分 払	無								
その 他	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。 								

事後審査型条件付一般競争入札

507030305

公 告 日	令和7年3月3日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	令和6年度北道維補第4号 御山莊橋岩田線道路改良（舗装）工事								
工 事 場 所	津市 中央及び丸之内養正町		地内						
工 事 概 要	切削オーバーレイ工 3, 940m2								
工 期	契約締結の日から 令和7年8月18日 まで								
発 注 業 種	舗装								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格 付 要 件	A							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同 種 工 事 実 績 要 件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その 他 要 件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和7年3月21日 まで							
	閲 覧 场 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年3月12日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和7年3月17日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和7年3月21日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年3月26日 午前10時50分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	41,616,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有(令和7年4月以降)								
部 分 払	無								
その 他	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。 								

事後審査型条件付一般競争入札

507030306

公 告 日	令和7年3月3日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	令和6年度北道維補第7号 塔世橋南郊線道路改良（舗装）工事								
工 事 場 所	津市 柳山津興及び三重町津興			地内					
工 事 概 要	表層 1,490m ² 基層 1,490m ² 路上路盤再生工 1,490m ²								
工 期	契約締結の日から 令和7年7月22日 まで								
発 注 業 種	舗装								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格 付 要 件	A							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同 種 工 事 実 績 要 件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その 他 要 件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和7年3月21日 まで							
	閲 覧 场 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年3月12日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和7年3月17日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和7年3月21日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年3月26日 午前11時20分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 價 格	25,523,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 價 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有(令和7年4月以降)								
部 分 払	無								
その 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

507030307

公 告 日	令和7年3月3日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	令和6年度北道維補第6号 大里睦合町第18号線及び大里窪田睦合町線道路改良（舗装）工事								
工 事 場 所	津市 大里睦合町 地内								
工 事 概 要	切削オーバーレイ工 1, 370m2								
工 期	契約締結の日から 令和7年7月7日 まで								
発 注 業 種	舗装								
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	A							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同 種 工 事 実 績 要 件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他の要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和7年3月21日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年3月12日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和7年3月17日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和7年3月21日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年3月26日 午後1時30分								
	津市役所(本庁舎) 7階 入札室								
予 定 價 格	16,284,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 價 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有(令和7年4月以降)								
部 分 払	無								
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

507030308

公 告 日	令和7年3月3日		工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	令和6年度営消総継第37号 津市中消防署西分署電気設備工事					
工 事 場 所	津市 一色町 地内					
工 事 概 要	新築 津市中消防署西分署 鉄骨造2階建 延面積926m ² ※上記に係る電気設備工事 一式					
工 期	契約締結の日から 令和8年2月12日 まで					
発注業種	電気					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1				
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和7年3月21日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年3月12日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和7年3月17日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和7年3月21日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年3月26日 午後2時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 價 格	117,791,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 價 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有(令和7年4月以降)					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 本件入札は、「令和6年度営消総継第36号津市中消防署西分署建築工事」の工事請負契約が令和7年第1回津市議会定例会において、議決を得られなかった時は、入札を中止する。 					

事後審査型条件付一般競争入札

507030309

公 告 日	令和7年3月3日		工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	令和6年度営消総継第38号 津市中消防署西分署機械設備工事					
工 事 場 所	津市 一色町 地内					
工 事 概 要	新築 津市中消防署西分署 鉄骨造2階建 延面積926m ² ※上記に係る機械設備工事 一式					
工 期	契約締結の日から 令和8年2月12日 まで					
発注業種	管					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A				
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和7年3月21日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年3月12日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和7年3月17日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和7年3月21日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年3月26日 午後2時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 價 格	80,474,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 價 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有(令和7年4月以降)					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 本件入札は、「令和6年度営消総継第36号津市中消防署西分署建築工事」の工事請負契約が令和7年第1回津市議会定例会において、議決を得られなかった時は、入札を中止する。 					

津市公告第27号

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業に係る事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

1 施行者の名称

津市

2 事業施行期間

平成8年3月14日から令和12年3月31日

3 施行地区

津市栄町三丁目、栄町四丁目、羽所町、上浜町一丁目の各一部

4 事業の名称

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業

5 事務所の所在地

津市上浜町一丁目537番地

津市都市計画部津駅前北部土地区画整理事務所

6 事業計画の決定の年月日

平成8年3月14日

7 変更の年月日

令和7年3月5日

津市公告第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年3月5日

津市長 前葉泰幸

- 1 工事完了年月日
令和7年2月27日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市末広町939番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市末広町994番地
O H A N A 株式会社
代表取締役 橋本 彩

津市公告第29号

下記森林について、森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めましたので、同法第7条第1項の規定により公告します。

なお、定めた經營管理権集積計画については、下記の縦覧場所において縦覧に供します。

令和7年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 經營管理権集積計画の対象森林

(1) 津市芸濃町

整理番号		所在 (地区名)	面積	森林所有者数	筆数	經營管理権の存続期間
芸濃 7	1~22	芸濃町河内	45.59ha	22件	49筆	15年

(2) 津市美杉町

整理番号		所在 (地区名)	面積	森林所有者数	筆数	經營管理権の存続期間
美杉 2	1~40	美杉町竹原 美杉町八知 美杉町太郎生 美杉町石名原	104.04ha	40件	292筆	15年

2 縦覧場所

津市農林水産部林業振興室（津市白山町川口892番地津市白山庁舎2階）
及び津市ホームページ（<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1603776533231/index.html>）

3 本公告により、津市に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権が設定されます。

津市公告第30号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和
55年法律第65号）第18条第1項に基づき、津市農用地利用集積計画を定
めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和7年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第31号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を定めますので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和7年3月14日

津市長 前葉泰幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和7年3月14日から令和7年3月27日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎6階）

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月7日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

津市上下水道事業管理規程第1号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程の一部を改正する規程

(津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者の部減額又は免除の対象となる主な土地等の欄に次のように加える。

国又は地方公共団体が売買契約を締結してから当該国又は地方公共団体への所有権移転登記の手続が完了するまでの間の土地（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）が地方公共団体の依頼により取得した土地及び土地開発公社が売買契約を締結してから当該土地開発公社への所有権移転登記の手続が完了するまでの間の土地を含む。）

(津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者の部減額又は免除の対象となる主な土地等の欄に次のように加える。

国又は地方公共団体が売買契約を締結してから当該国又は地方公共団体への所有権移転登記の手続が完了するまでの間の土地（公有地の拡大の推進に

関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）が地方公共団体の依頼により取得した土地及び土地開発公社が売買契約を締結してから当該土地開発公社への所有権移転登記の手続が完了するまでの間の土地を含む。）

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

津市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月11日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

津市上下水道事業管理規程第2号

津市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業会計規程（平成18年津市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第33条第2項中「出納取扱金融機関等及び」を「出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）並びに」に改める。

第36条の2第12号中「歳入」を「収入」に改める。

第40条第2項中「経営企画課長」を「主管課長」に改める。

第92条に次の1項を加える。

3 経営企画課長は、第1項の規定により竣工（取得）報告書の送付を受けたときは、振替伝票を発行し、企業出納員に送付しなければならない。

第99条第1項中「及び上下水道管理課長を経て管理者」を削る。

第107条中「総轄」を「総括」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

津市上下水道事業告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

令和7年3月4日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

名称	所在地	指定の有効期間
東日本建設株式会社	松阪市中央町384番地1 10Zビルシェテ602	令和6年11月14日から 令和11年11月13日まで
仁中土木有限会社	津市久居一色町692番地1	令和7年2月13日から令和12年2月12日まで
有限会社杜共工業	三重郡菰野町大字池底10番地	令和7年1月27日から令和12年1月26日まで
有限会社古市建設	津市白塚町3433番地	令和7年2月13日から令和12年2月12日まで
有限会社ヤマト産業	津市一身田上津部田1503番地6	令和7年2月21日から令和12年2月20日まで

津市上下水道事業告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、次の津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第4号の規定により告示する。

令和7年3月4日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

名 称	所 在 地	失効年月日
新英工業株式会社	津市安濃町内多228番地	令和7年2月17日

津市上下水道事業告示第6号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和7年3月13日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

1 供用及び処理を開始する年月日

令和7年3月31日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

白塚町の一部、一身田町の一部、一身田上津部田の一部、栄町二丁目の一部、羽所町の一部、広明町の一部、大谷町の一部、上浜町一丁目の一部、上浜町六丁目の一部、鳥居町の一部、観音寺町の一部、渋見町の一部、長岡町の一部、河芸町上野の一部、河芸町東千里の一部、河芸町西千里の一部、安濃町安濃の一部、安濃町内多の一部及び安濃町曾根の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

阿漕町津興の一部、垂水の一部、雲出本郷町の一部、城山一丁目の一部及び高茶屋六丁目の一部

(3) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町井関の一部及び一志町田尻の一部

(4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

芸濃町棕本の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別図（供用開始区域図）のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

津市白塚町1592番地

志登茂川浄化センター

(2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町52番地5

雲出川左岸浄化センター

(3) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町3922番地

松阪浄化センター

(4) 津市単独公共下水道（椋本処理区）

津市芸濃町椋本2576番地

津市椋本浄化センター

6 縦覧場所

津市殿村5番地

津市上下水道管理局営業課

7 縦覧期間

令和7年3月14日から同月28日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

供用開始区域図 白塚町

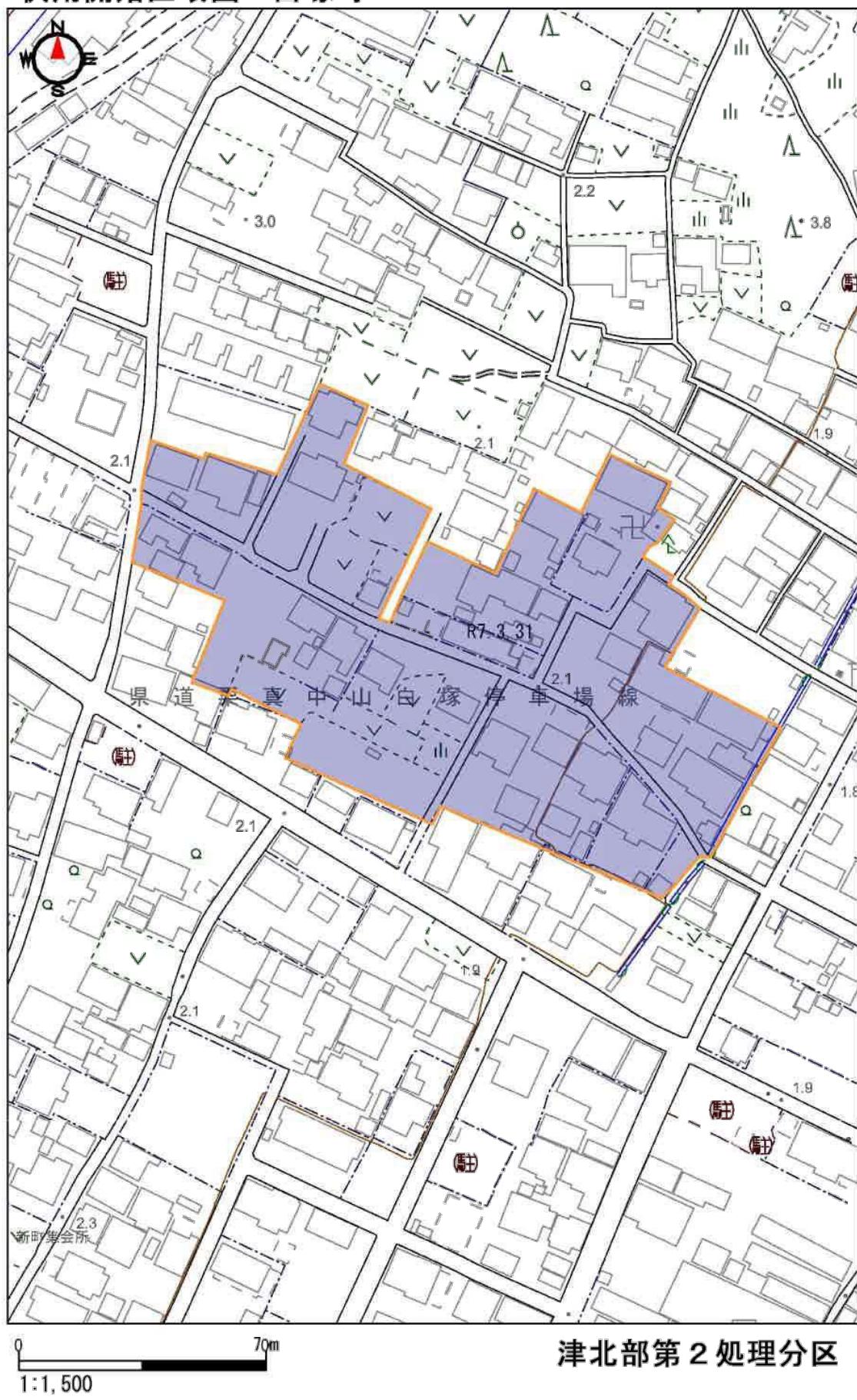
R7. 3. 31



津北部第3-1処理分区

供用開始区域図 白塚町

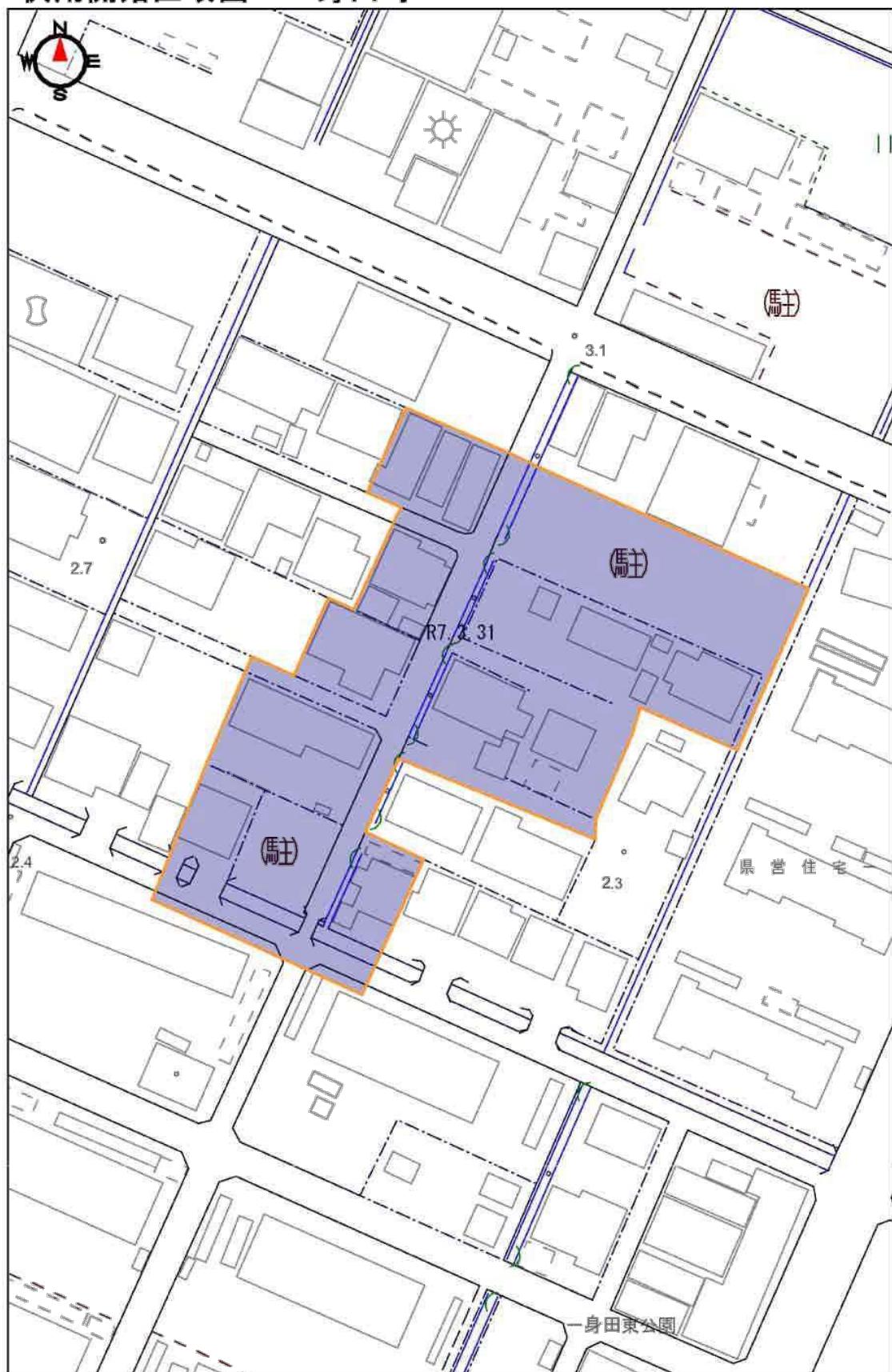
R7. 3. 31



津北部第2処理分区

供用開始区域図 一身田町

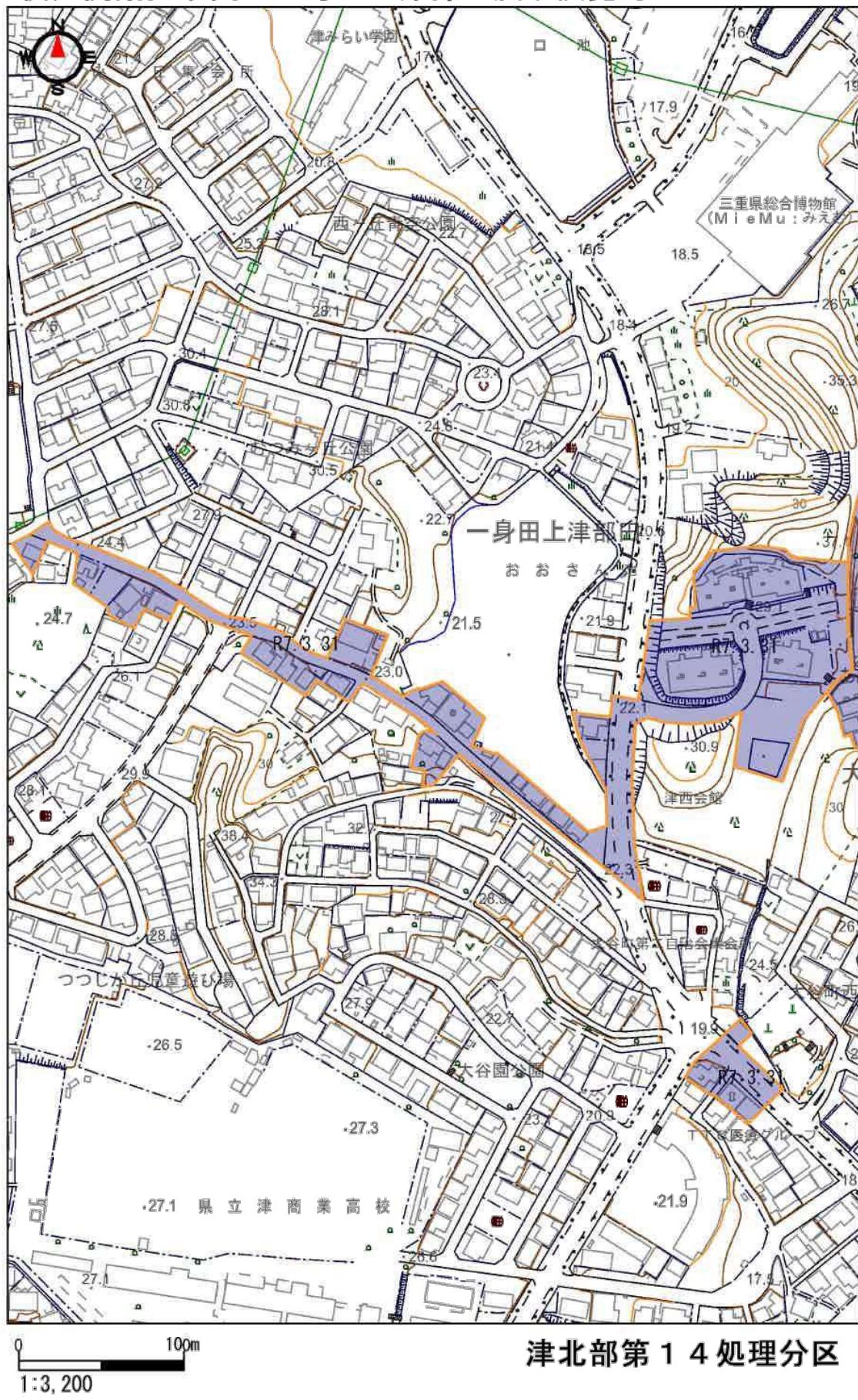
R7. 3. 31



津北部第5処理分区

0 40m
1:1,000

供用開始区域図 一身田上津部田及び渋見町 R7.3.31



津北部第14処理分区

1:3,200

供用開始区域図 羽所町及び栄町二丁目

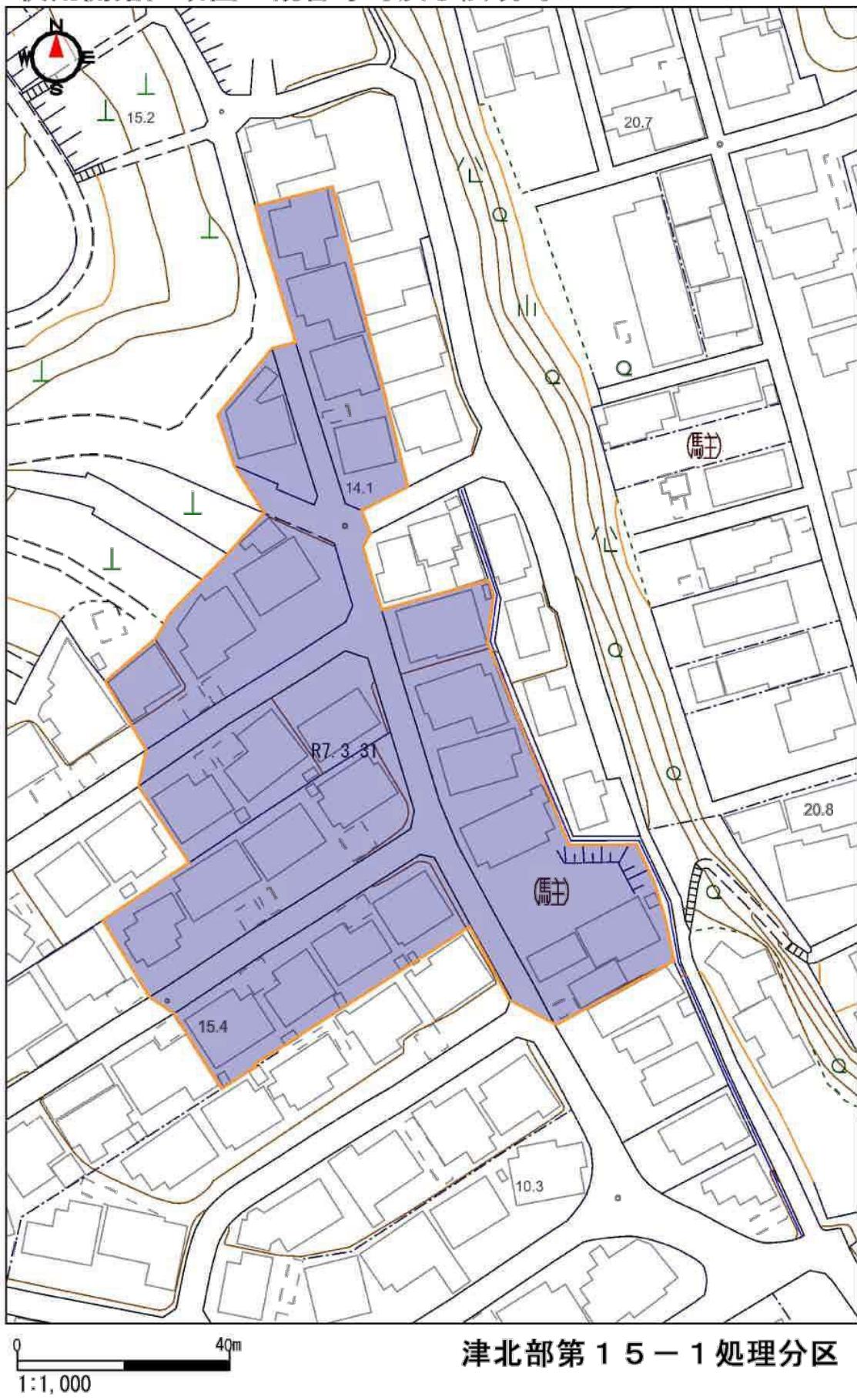
R7. 3. 31



津北部第13処理分区

供用開始区域図 観音寺町及び広明町

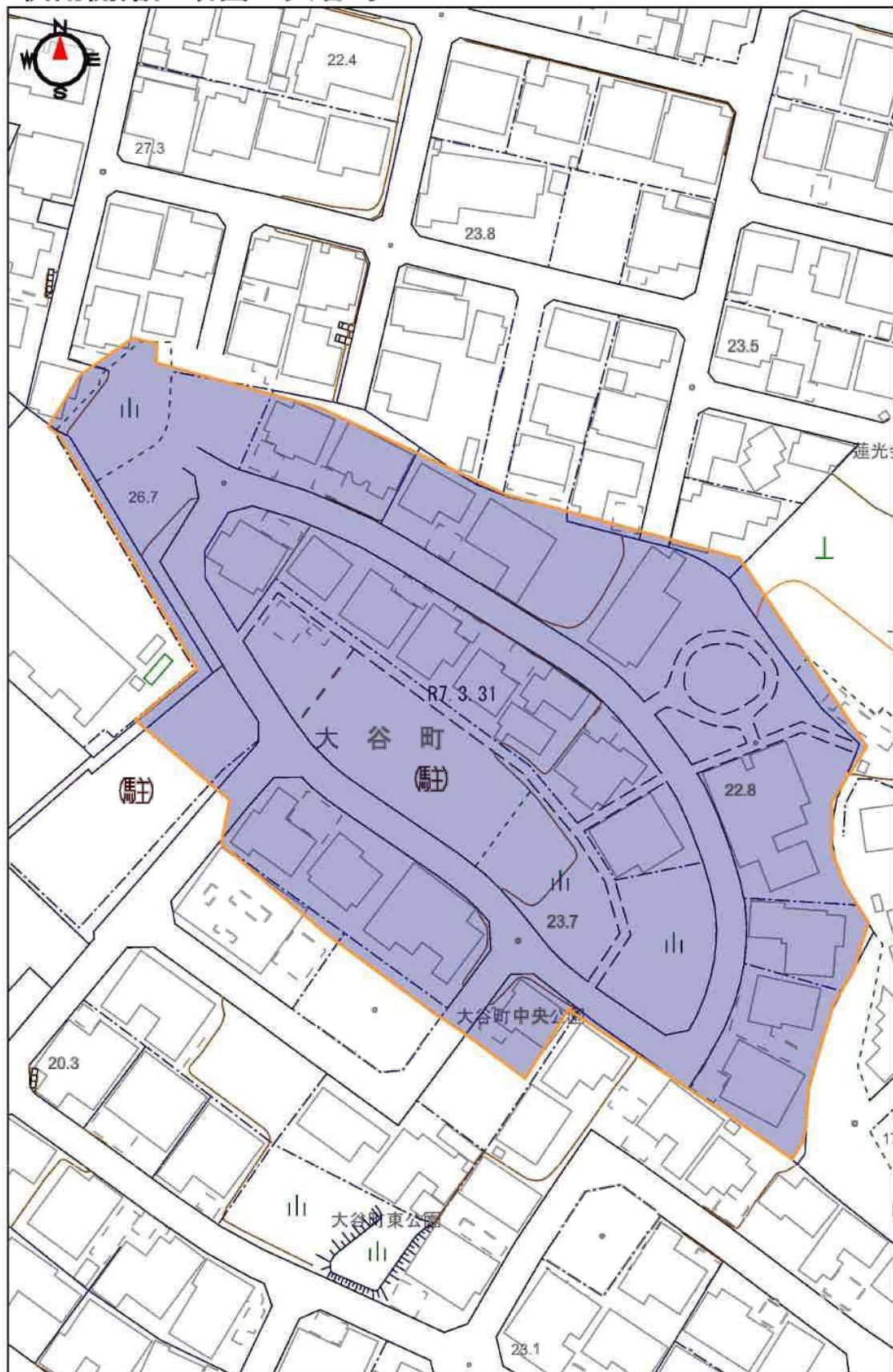
R7. 3. 31



津北部第15-1処理分区

供用開始区域図 大谷町

R7. 3. 31

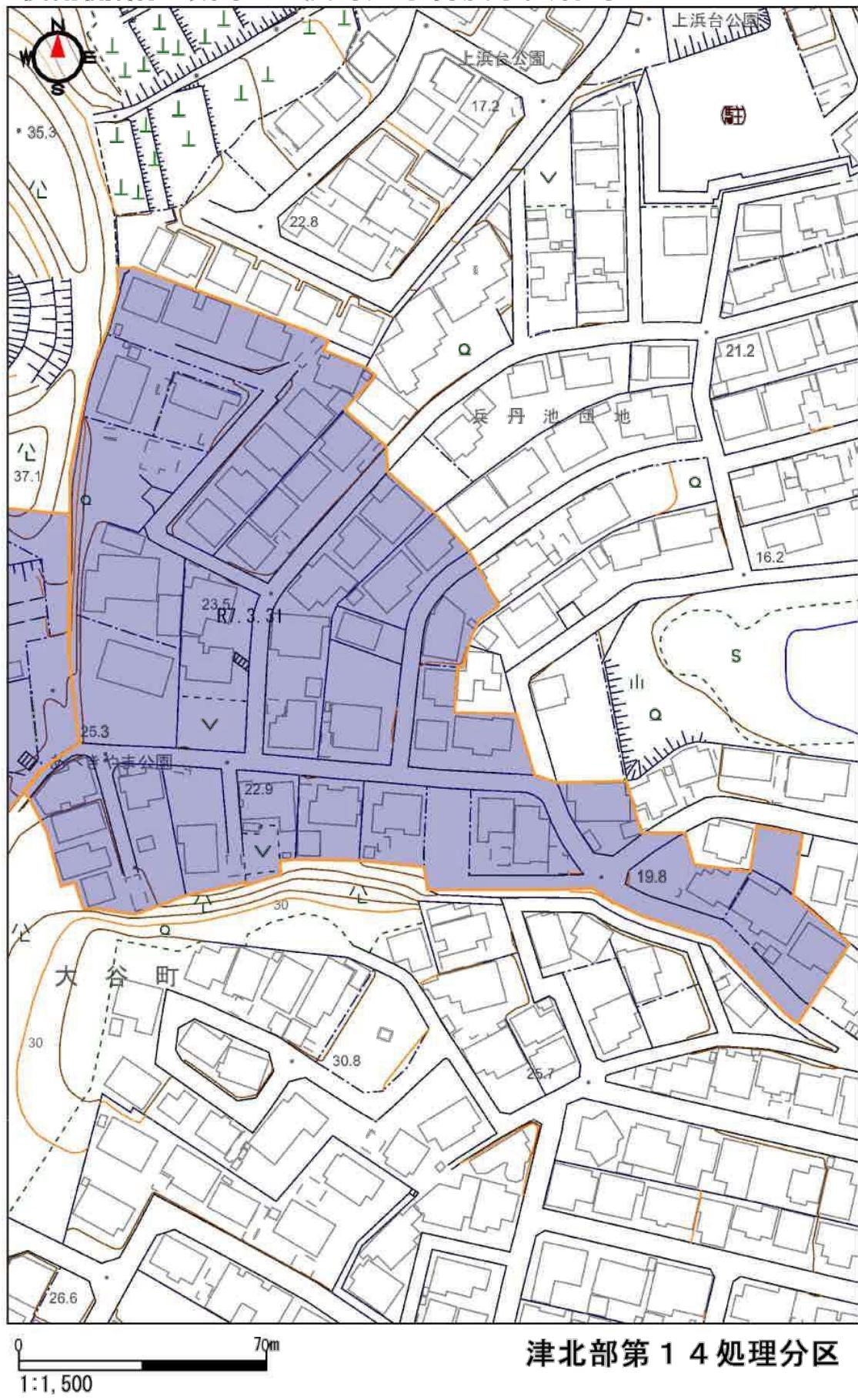


津北部第14処理分区

1:1,100

供用開始区域図 上浜町六丁目及び大谷町

R7. 3. 31

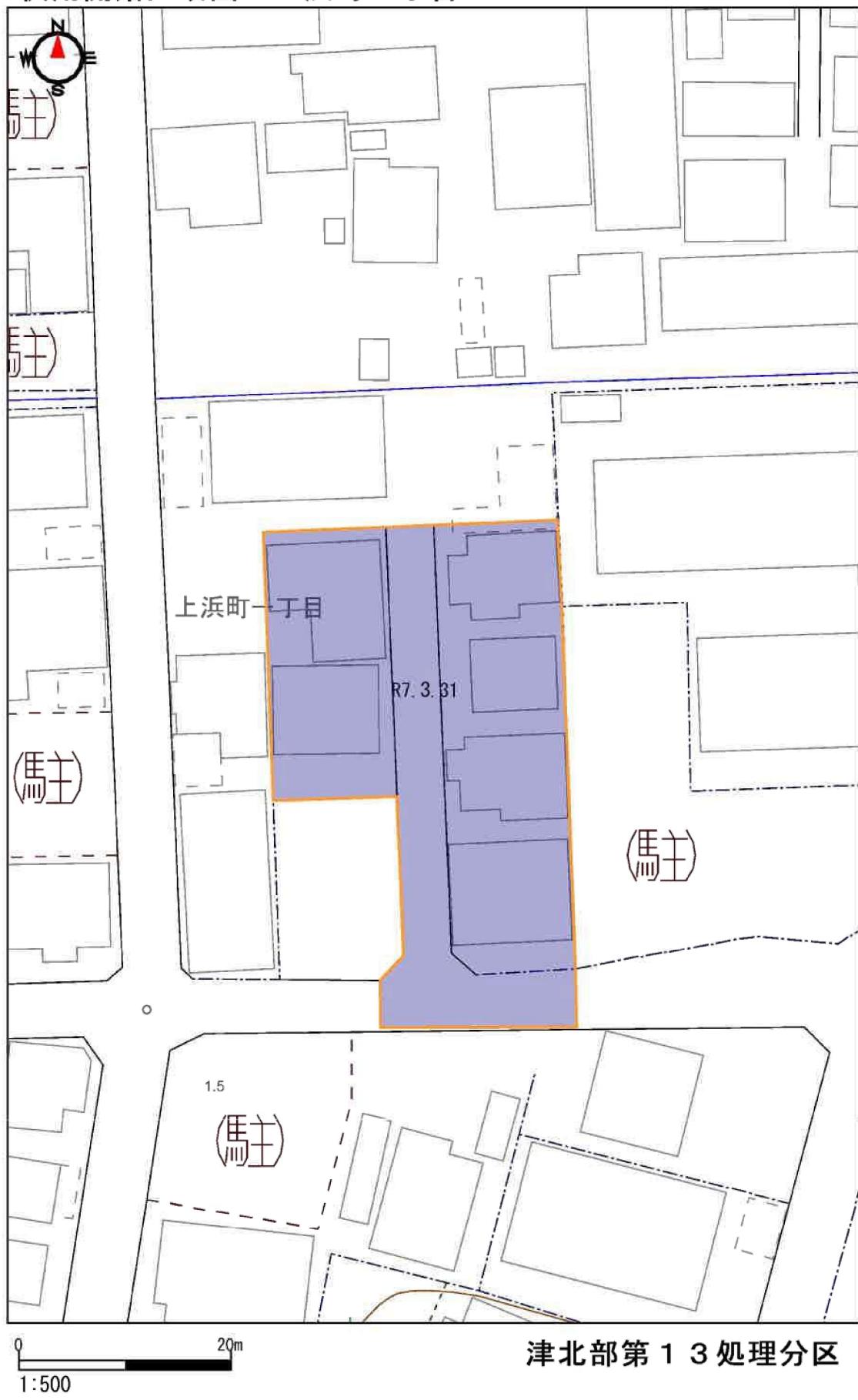


津北部第14処理分区

1:1,500

供用開始区域図 上浜町一丁目

R7. 3. 31

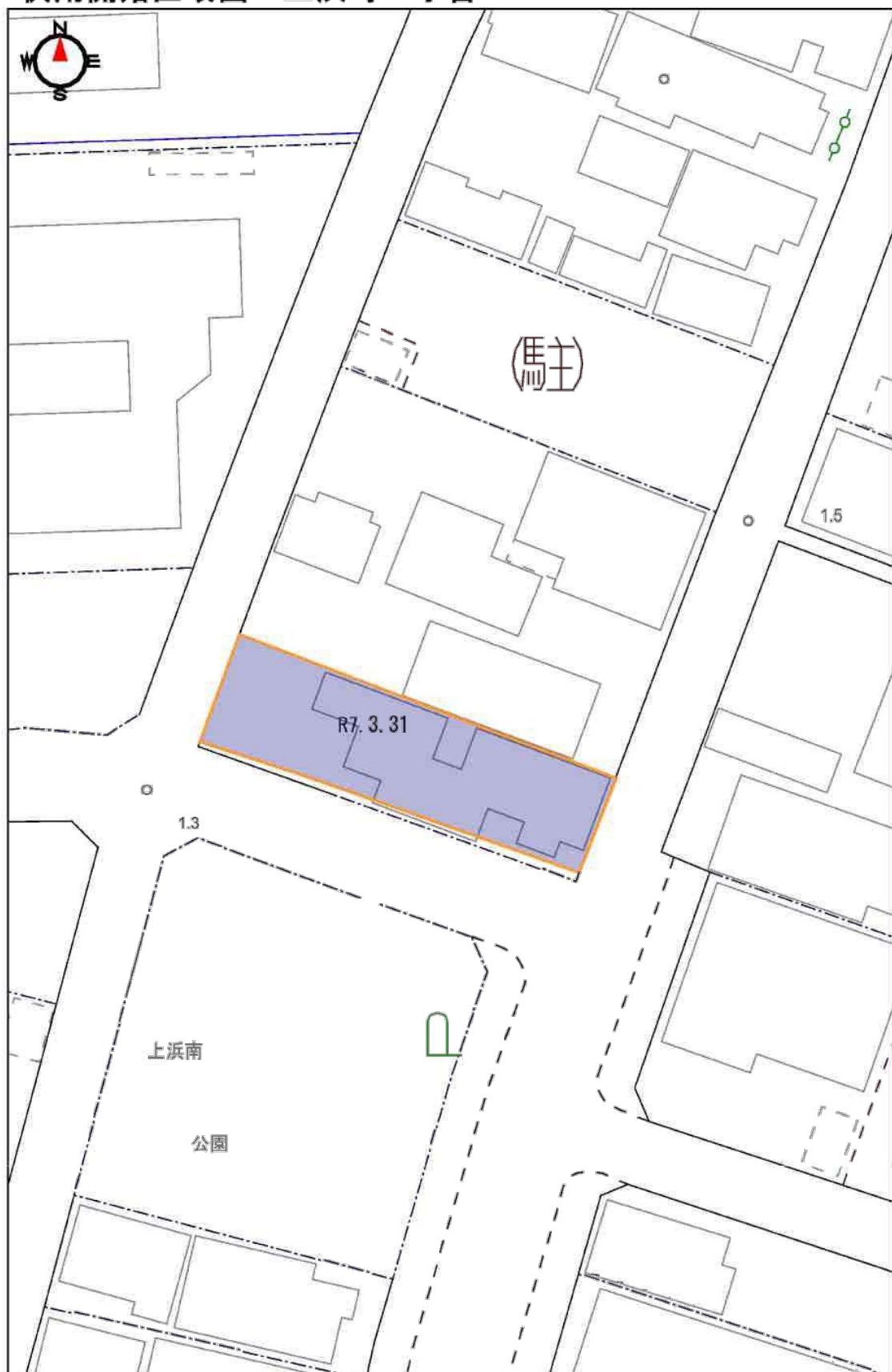


津北部第13処理分区

0 20m
1:500

供用開始区域図 上浜町一丁目

R7. 3. 31

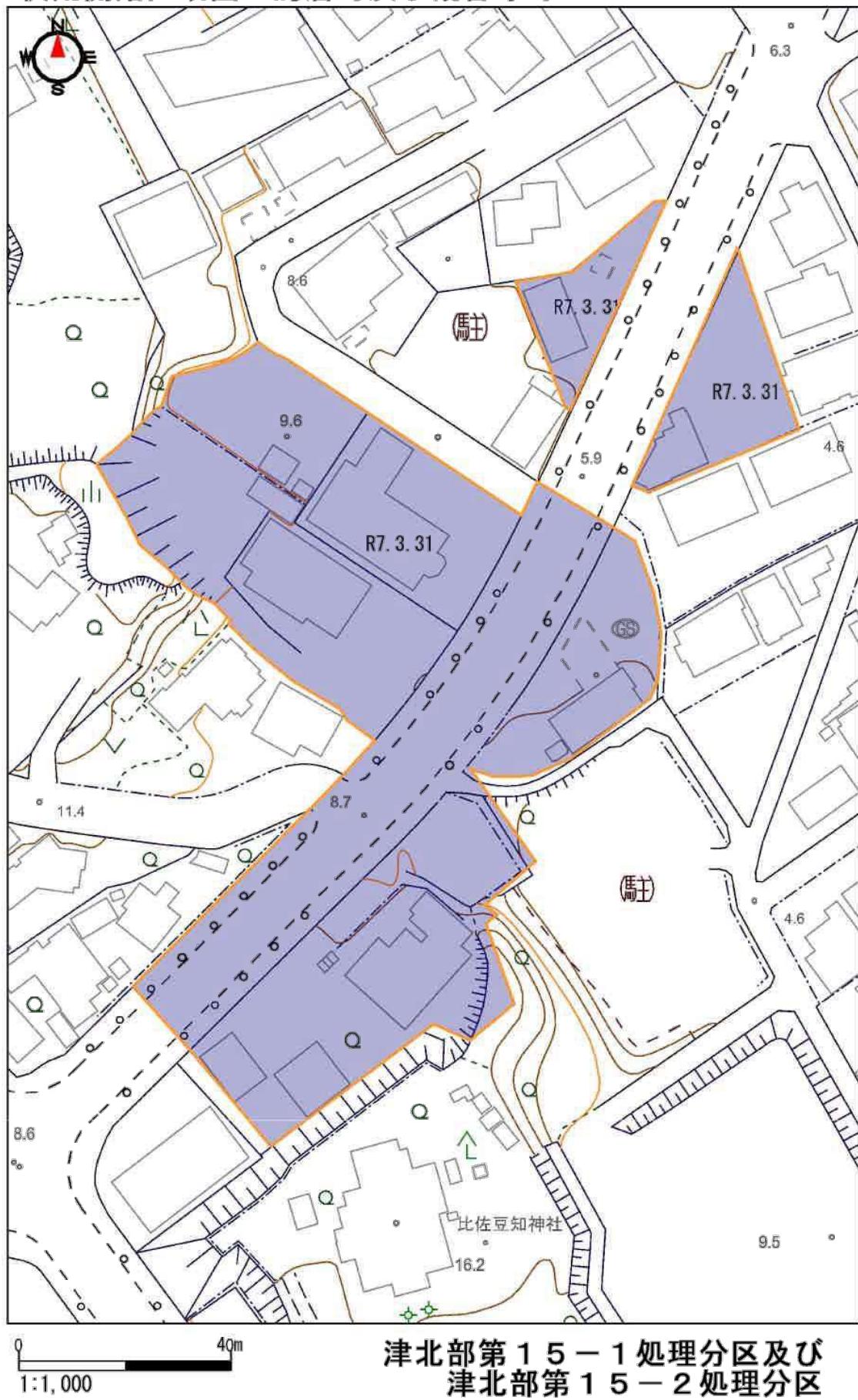


津北部第13処理分区

0 20m
1:500

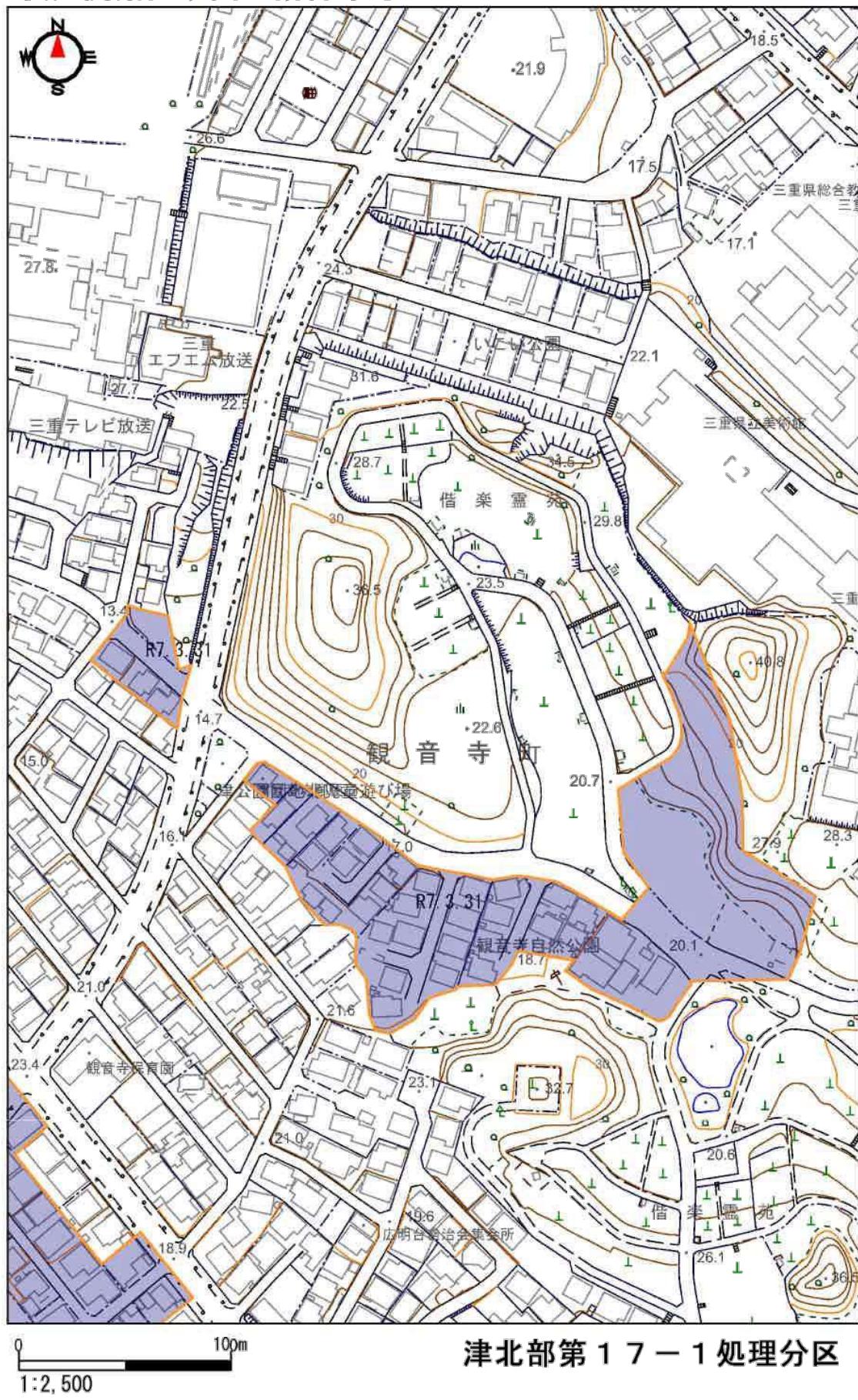
供用開始区域図 鳥居町及び観音寺町

R7. 3. 31



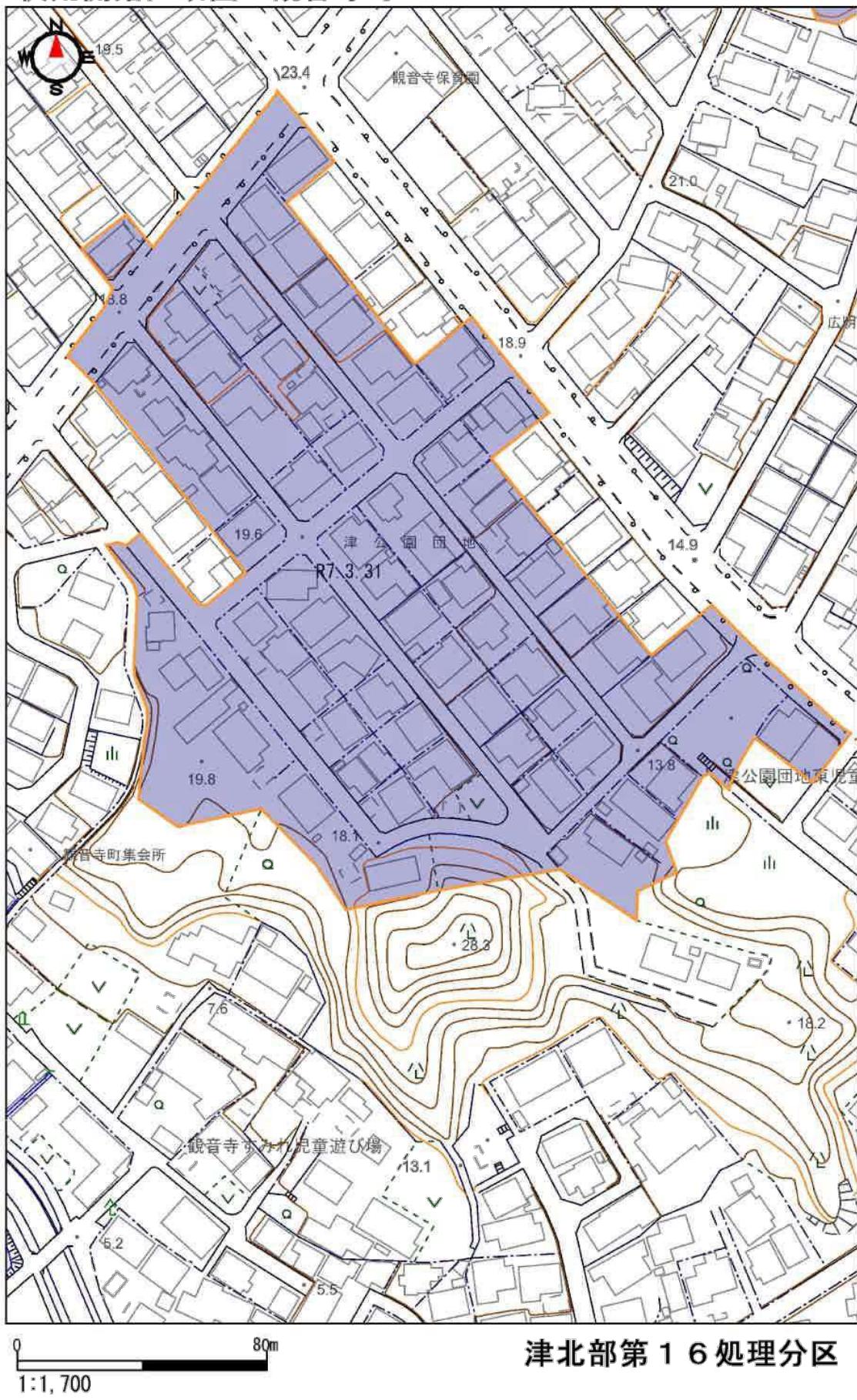
供用開始区域図 観音寺町

R7. 3. 31



供用開始区域図 観音寺町

R7.3.31

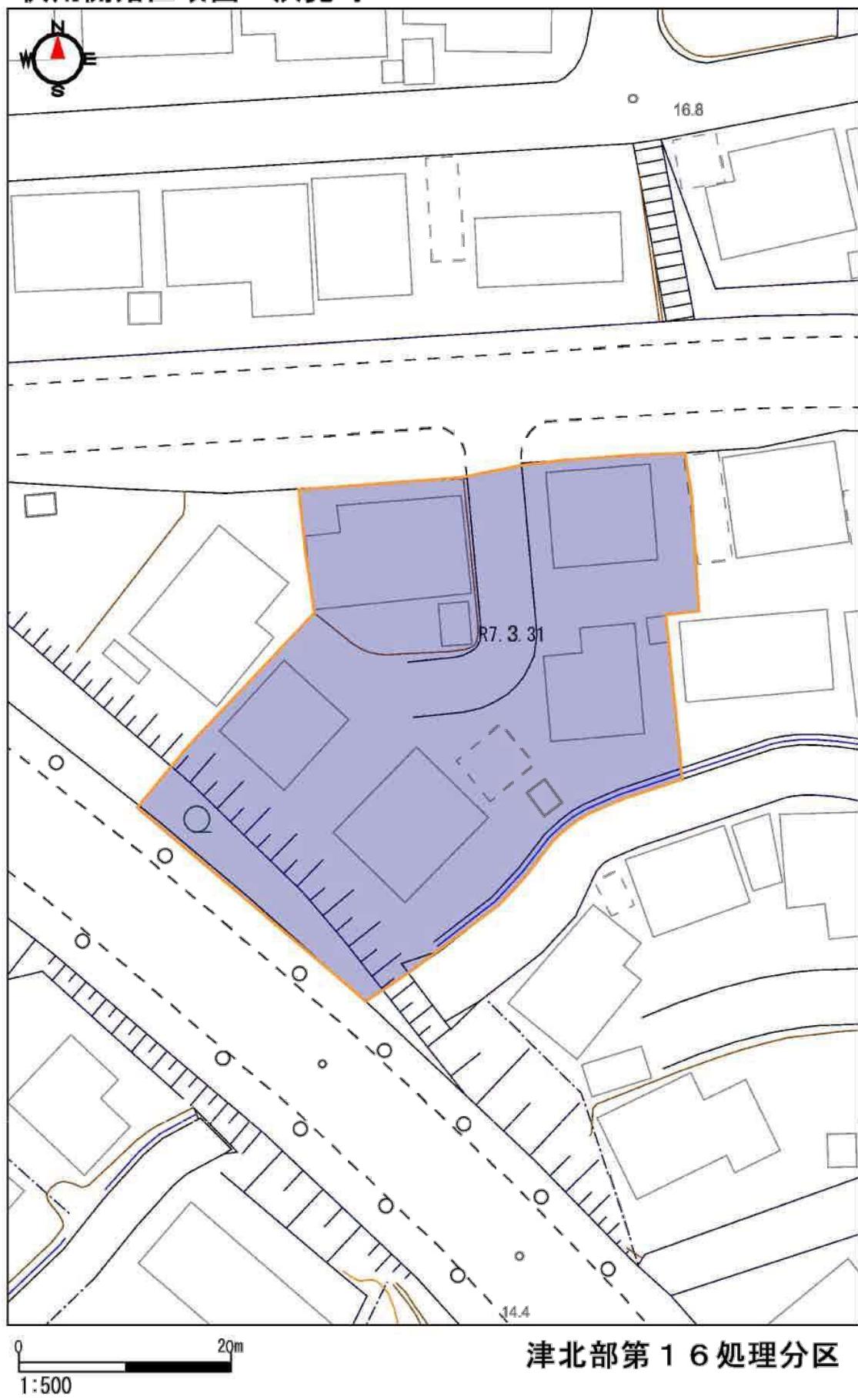


津北部第16処理分区

1:1,700

供用開始区域図 渋見町

R7. 3. 31



津北部第16処理分区

1:500

供用開始区域図 渋見町及び長岡町

R7. 3. 31

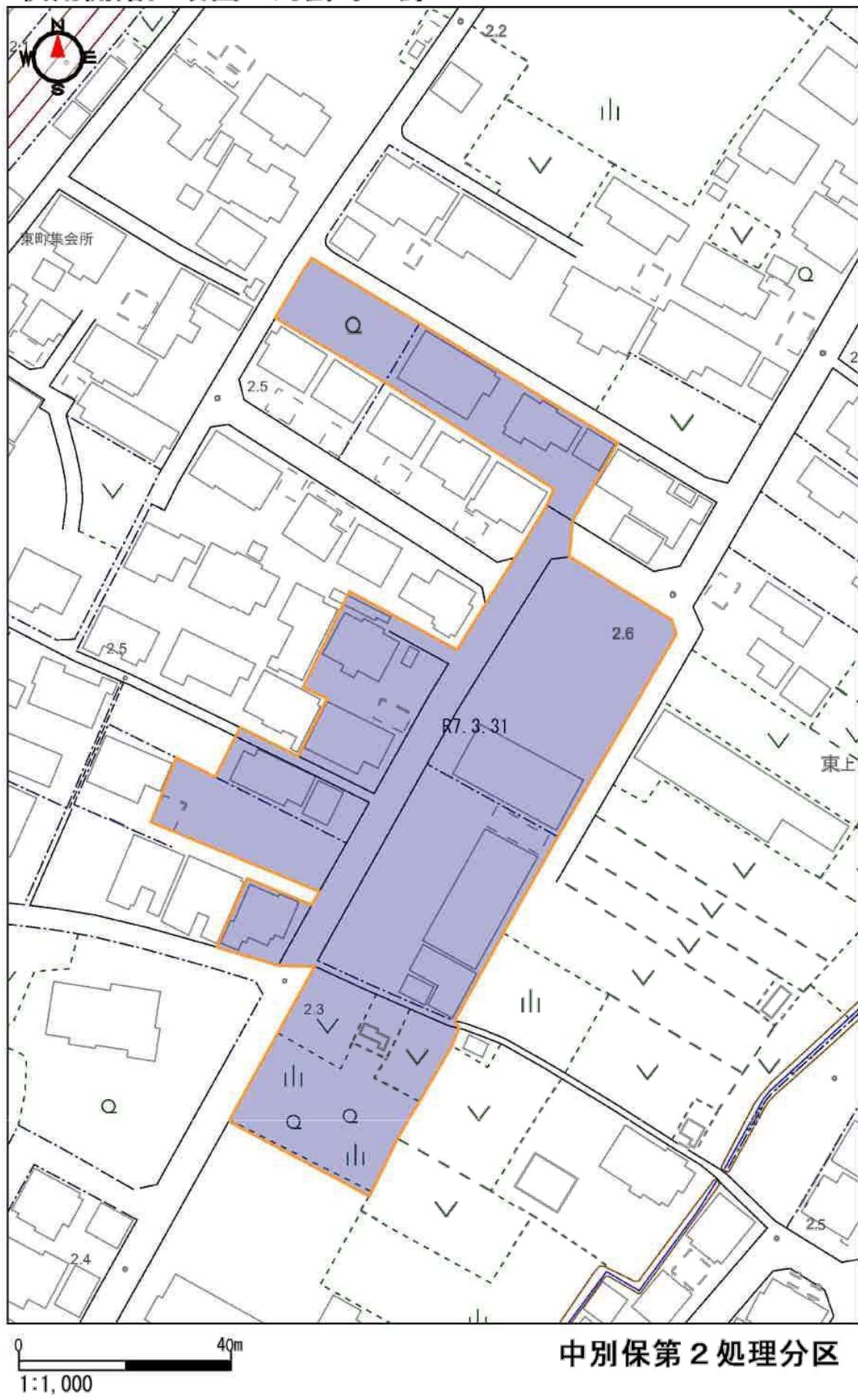


津北部第17-2処理分区

1:1,500

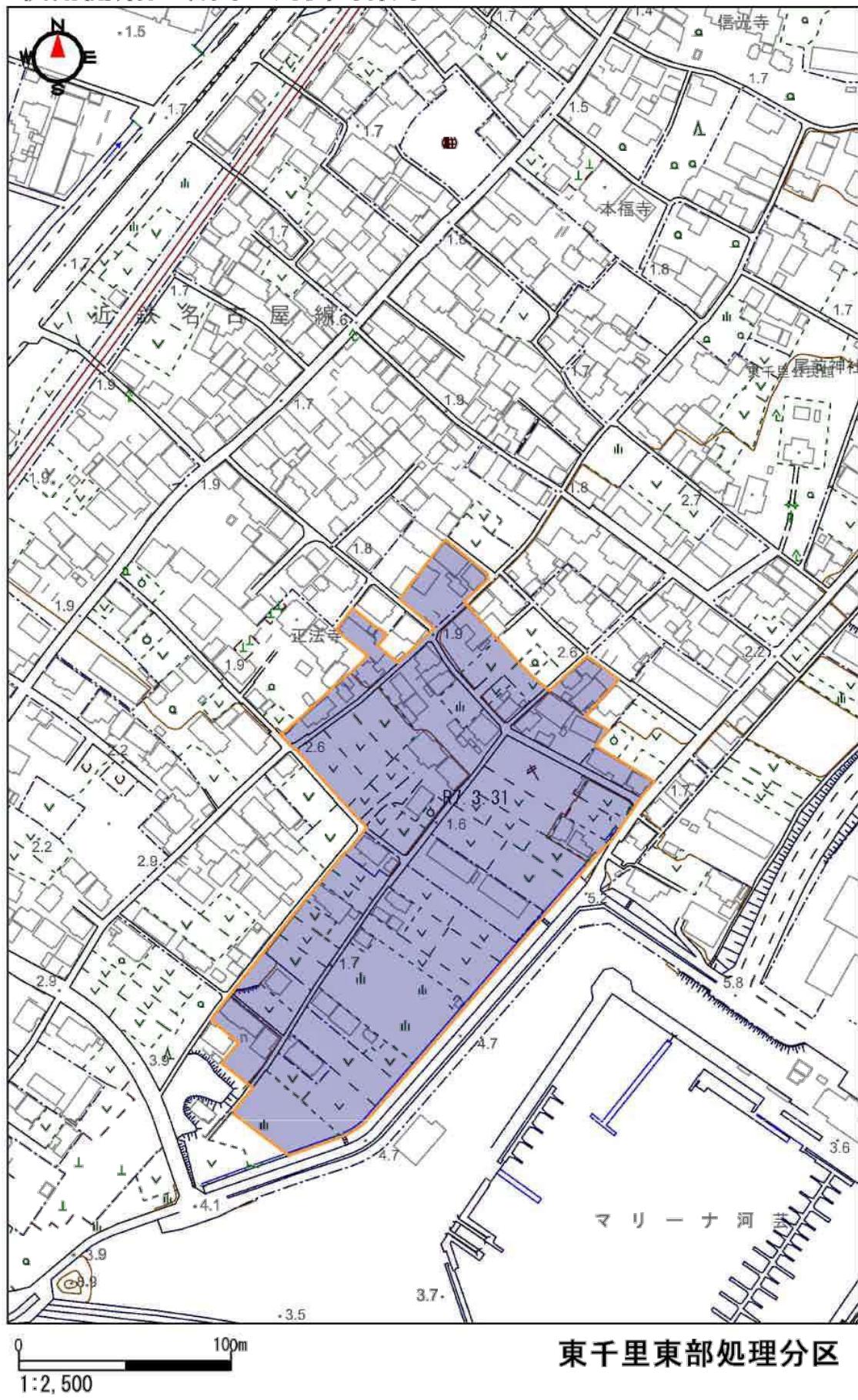
供用開始区域図 河芸町上野

R7. 3. 31



供用開始区域図 河芸町東千里

R7. 3. 31

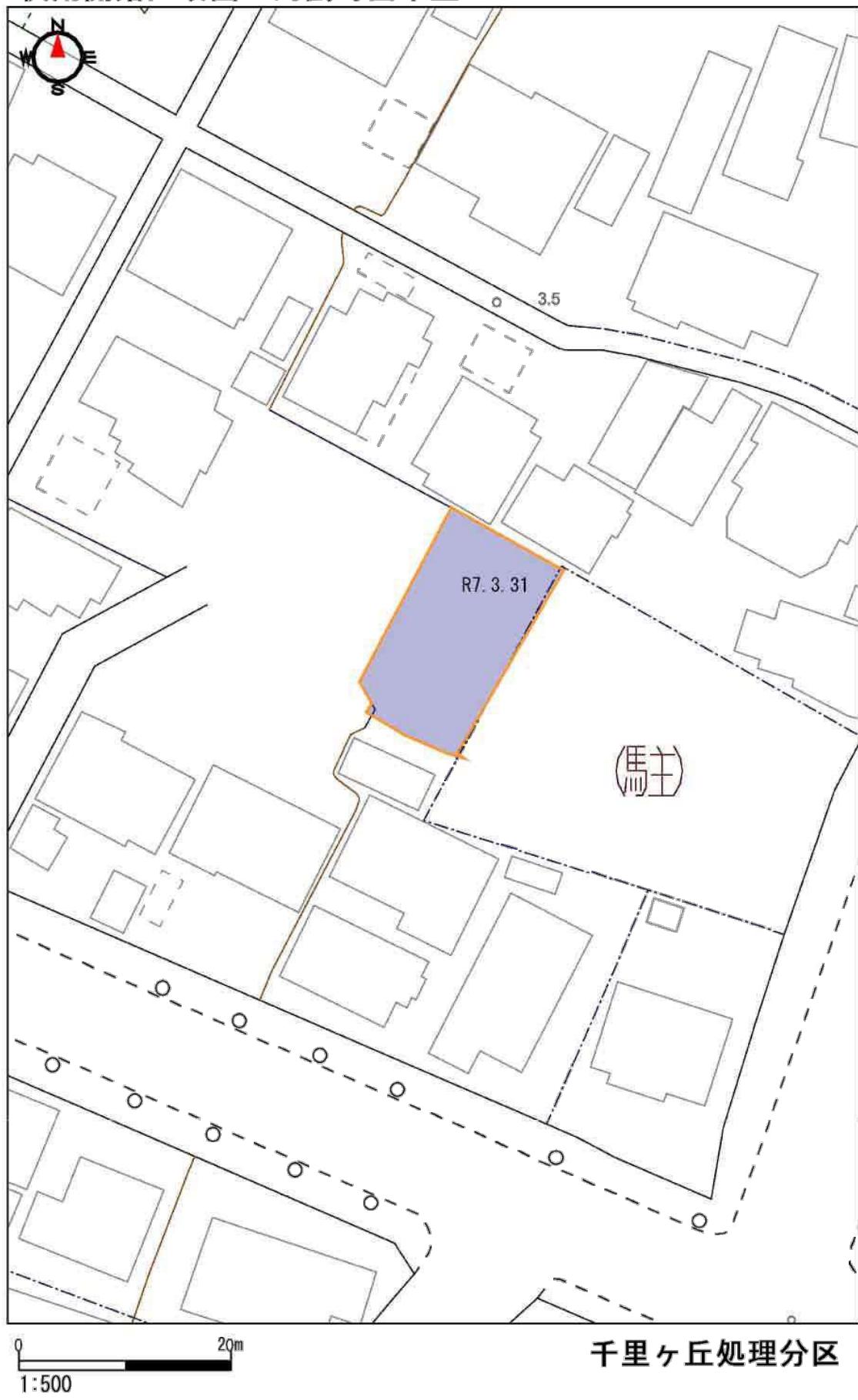


東千里東部処理分区

1:2,500

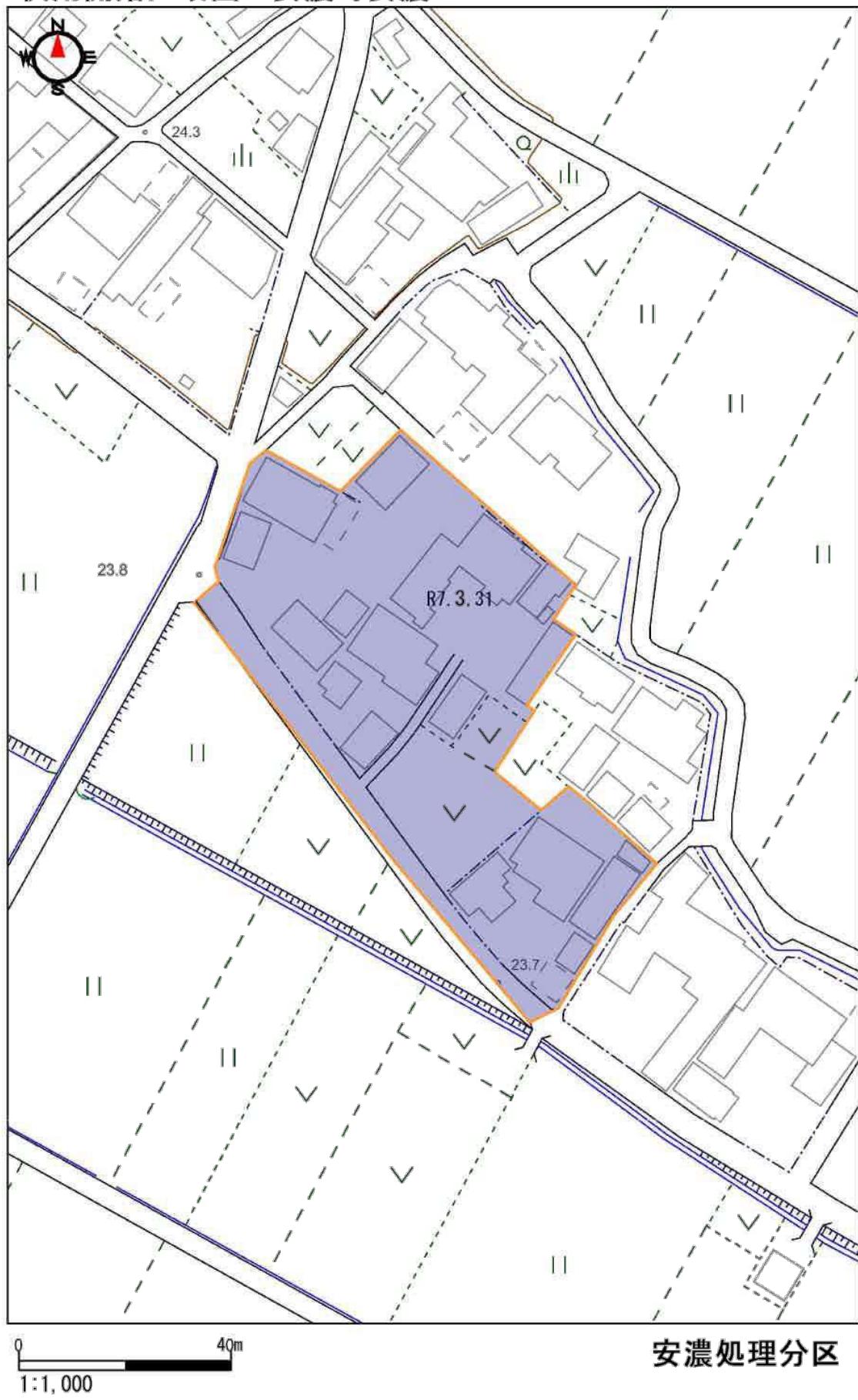
供用開始区域図 河芸町西千里

R7. 3. 31



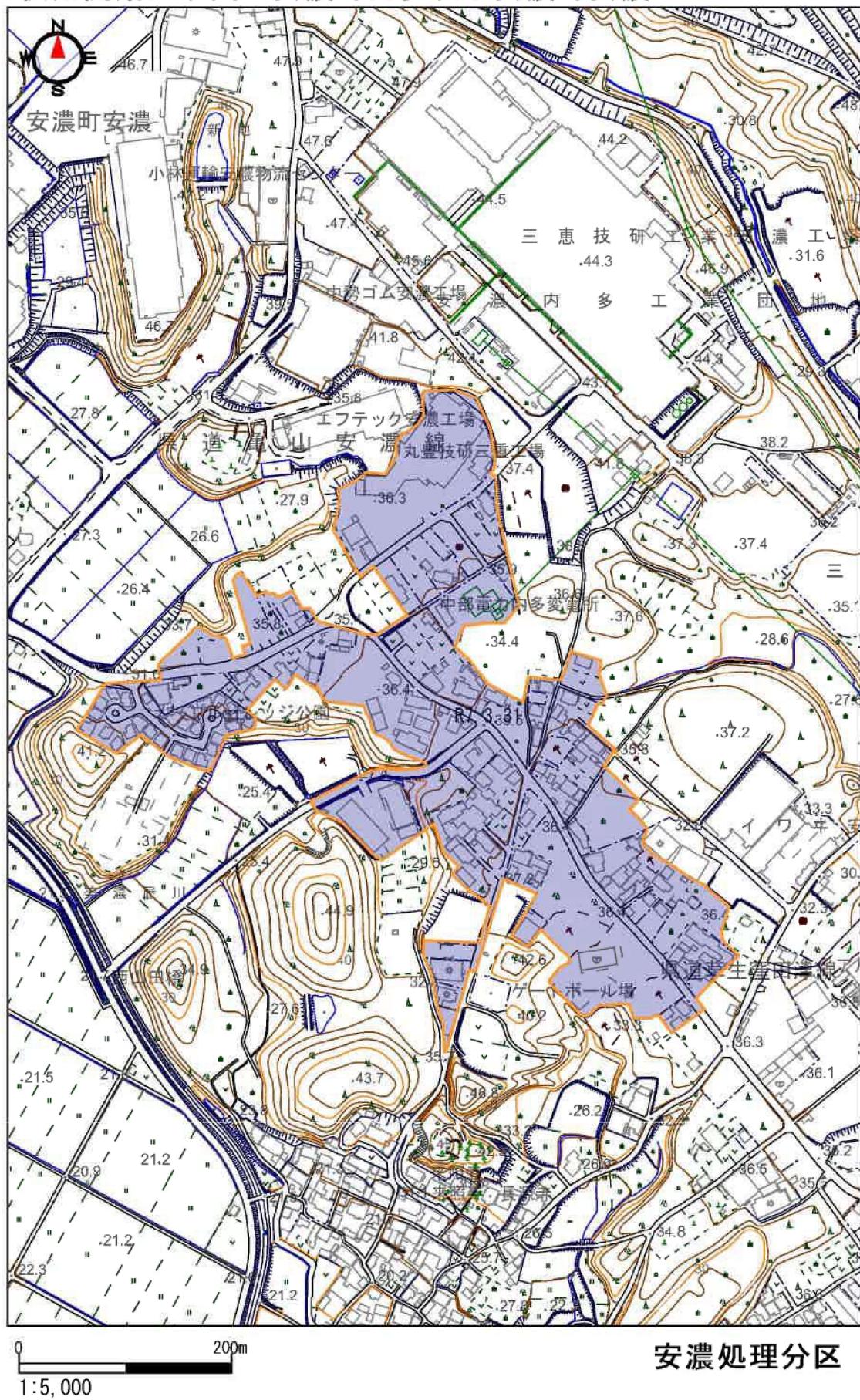
供用開始区域図 安濃町安濃

R7. 3. 31



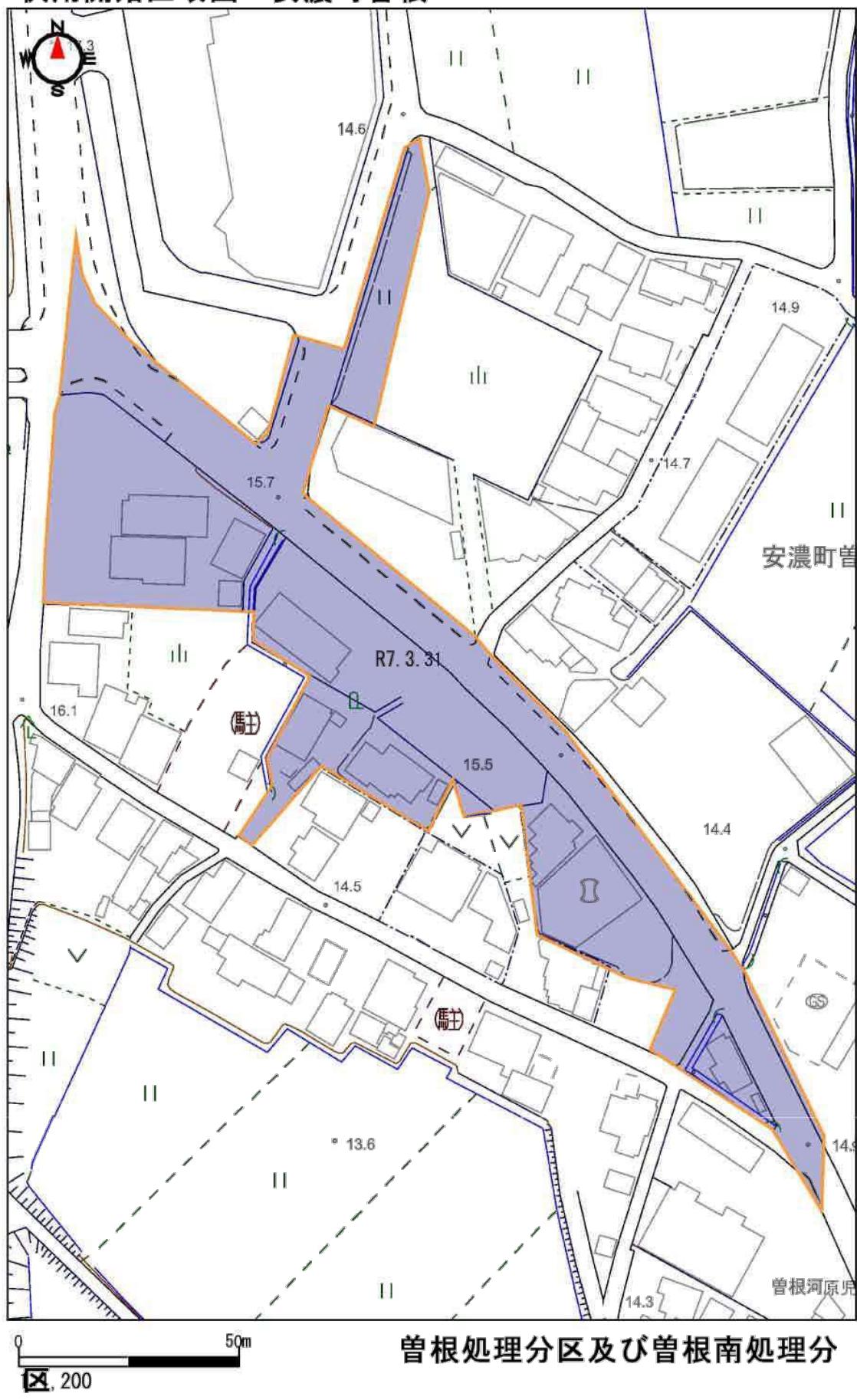
安濃処理分区

供用開始区域図 安濃町内多及び安濃町安濃 R7.3.31



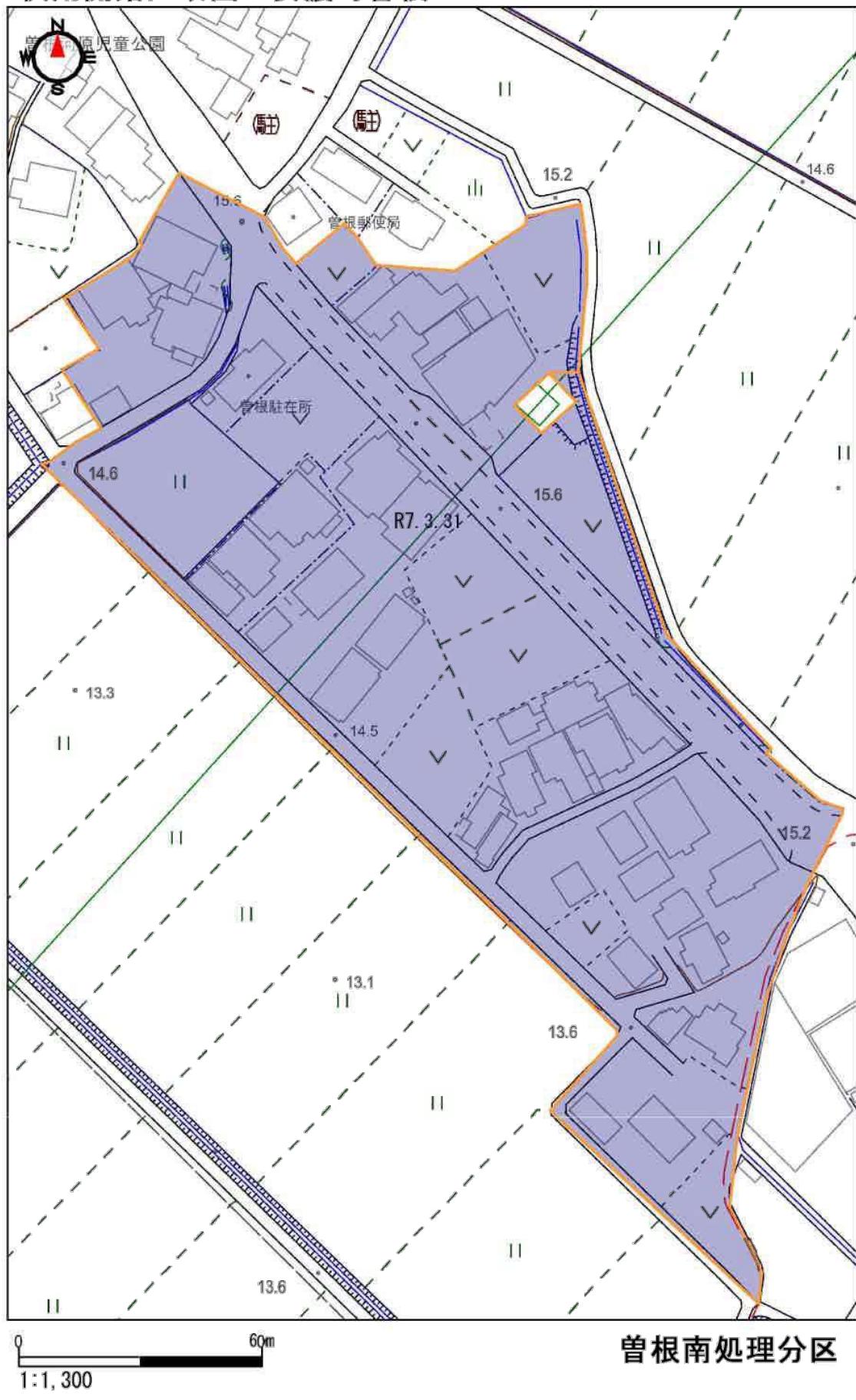
供用開始区域図 安濃町曾根

R7. 3. 31



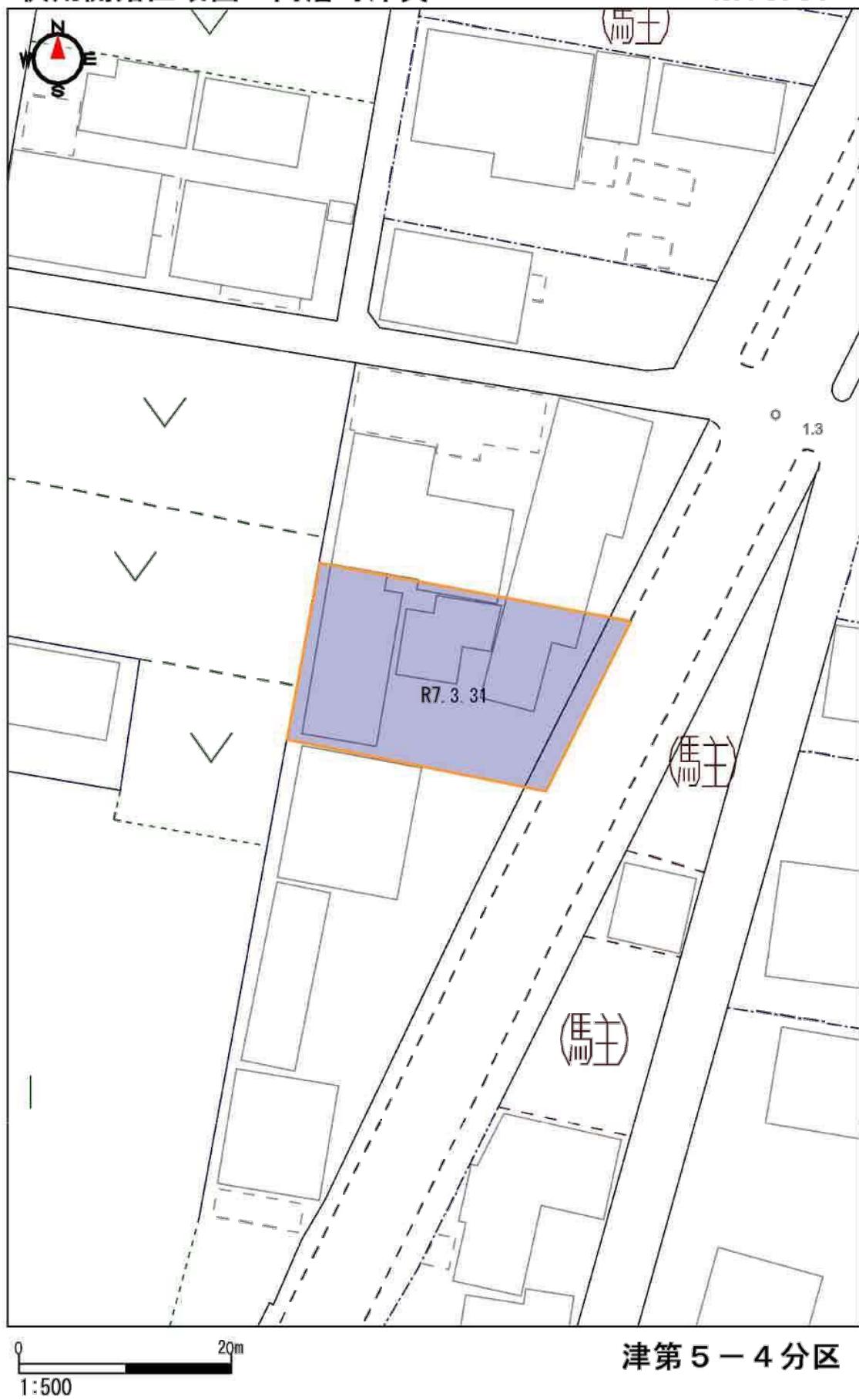
供用開始区域図 安濃町曾根

R7. 3. 31



供用開始区域図 阿漕町津興

R7. 3. 31



津第5-4分区

0

20m

1:500

供用開始区域図 垂水

R7. 3. 31

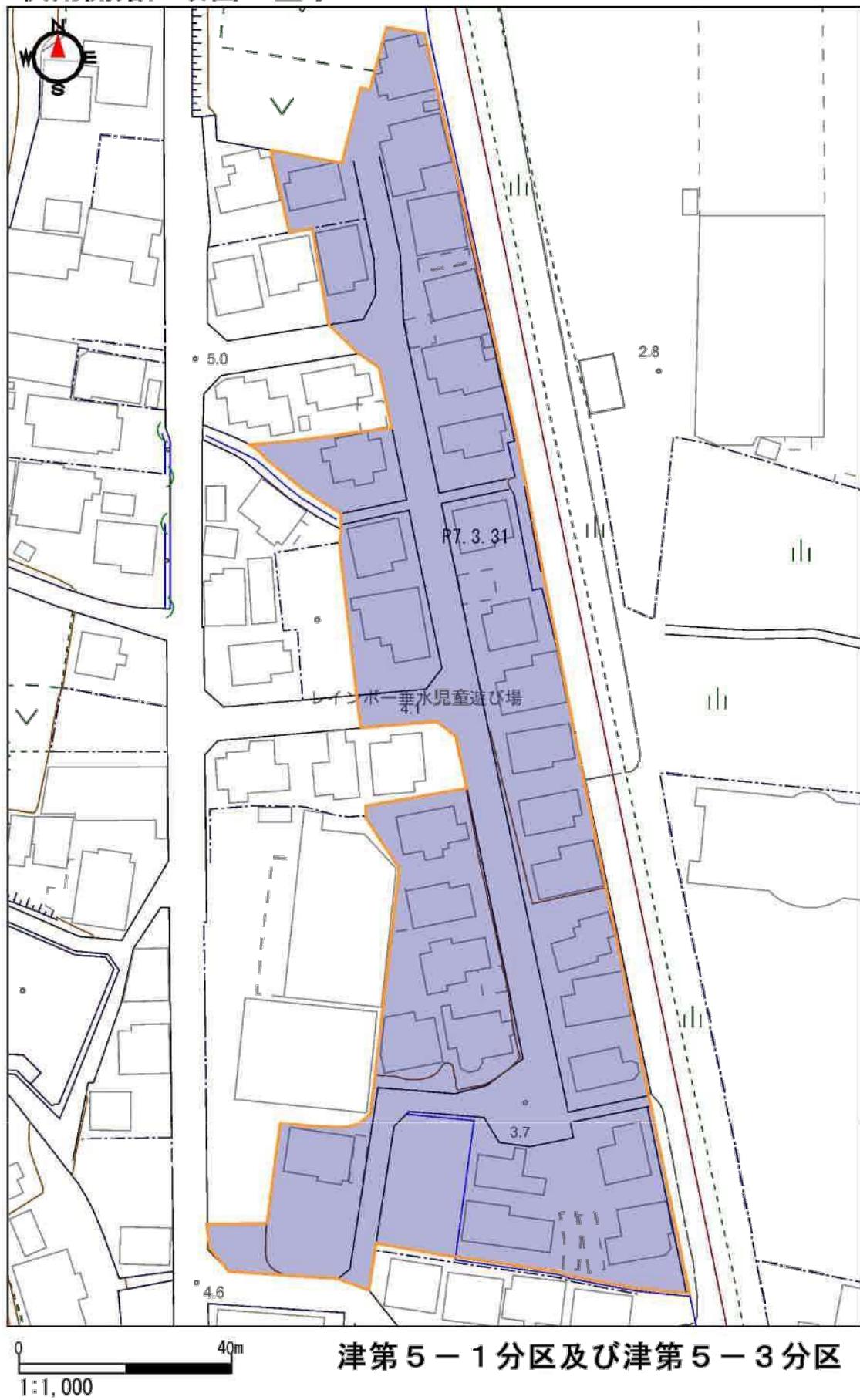


津第5-3分区

0 40m
1:1,000

供用開始区域図 垂水

R7. 3. 31



供用開始区域図 垂水

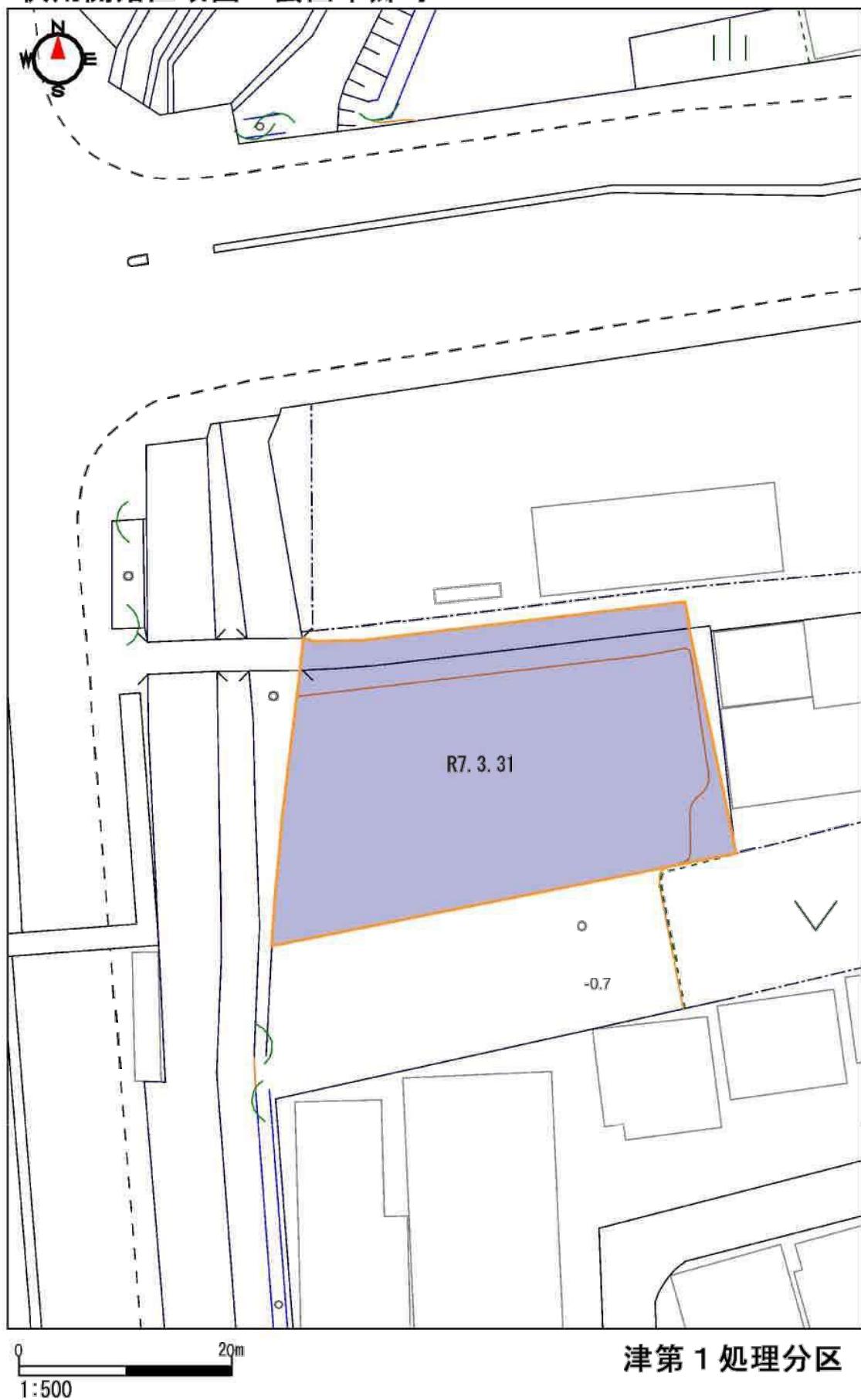
R7. 3. 31



津第5-1分区

供用開始区域図 雲出本郷町

R7. 3. 31

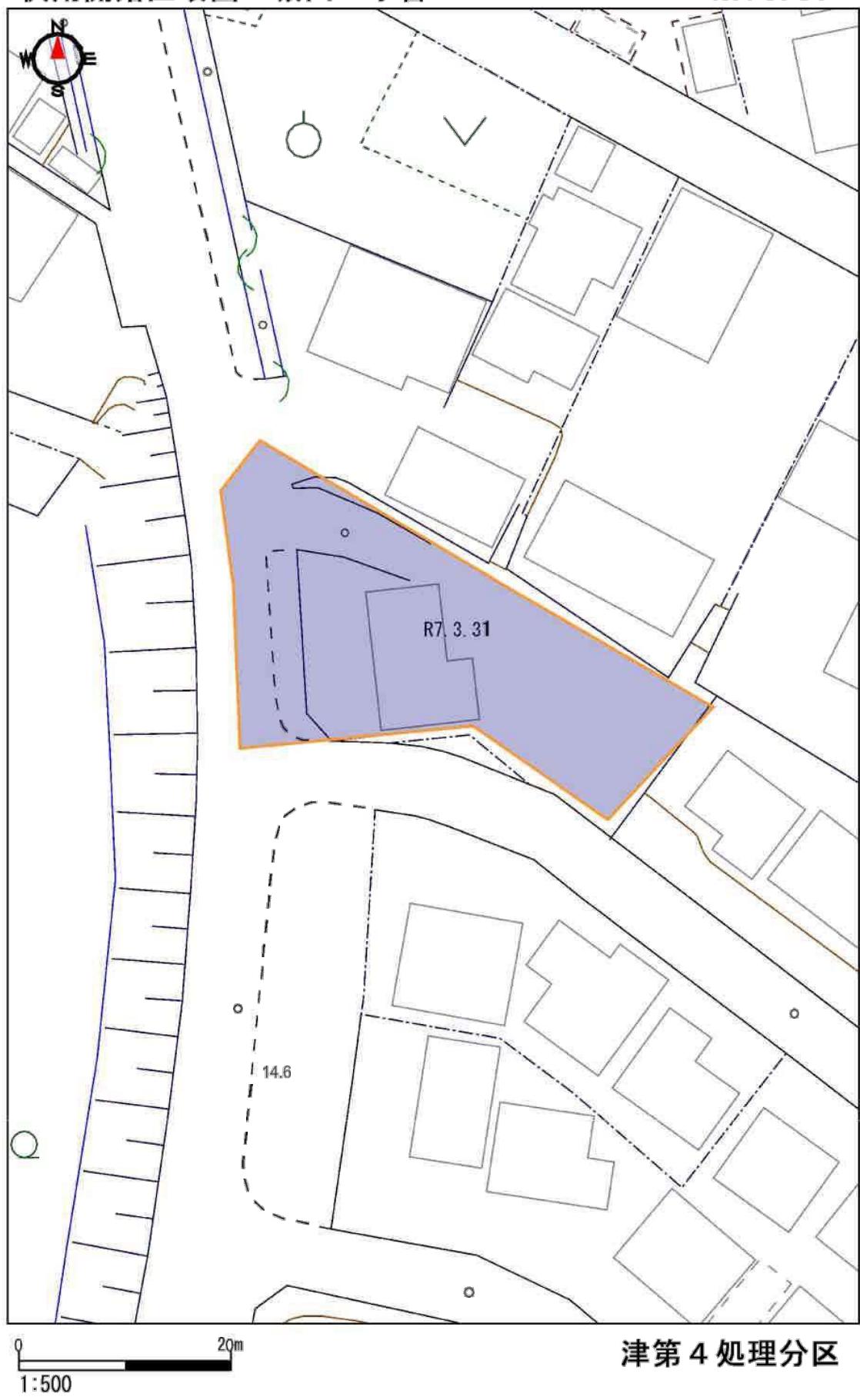


津第1処理分区

1:500

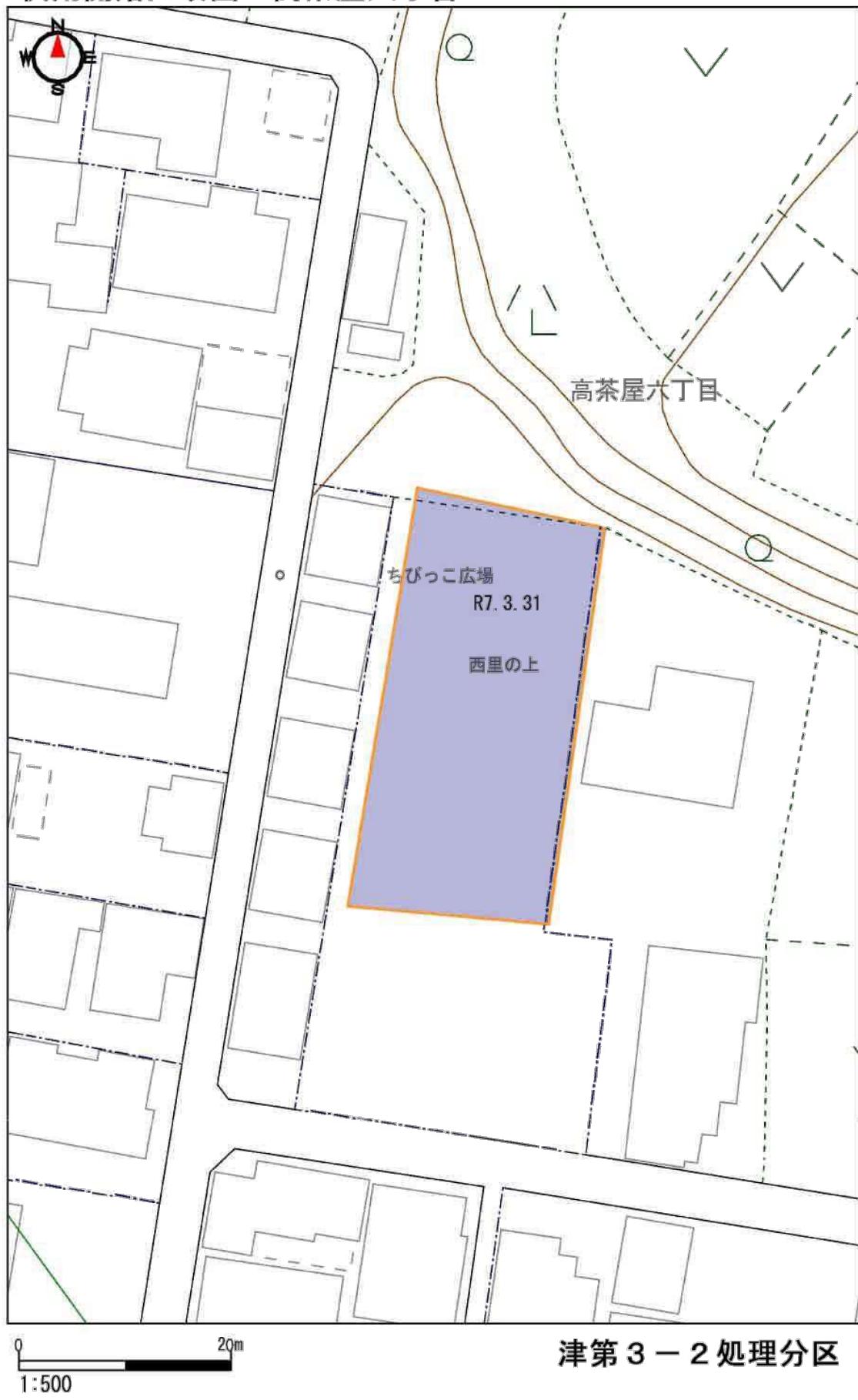
供用開始区域図 城山一丁目

R7. 3. 31



供用開始区域図 高茶屋六丁目

R7. 3. 31



供用開始区域図 一志町井関

R7. 3. 31



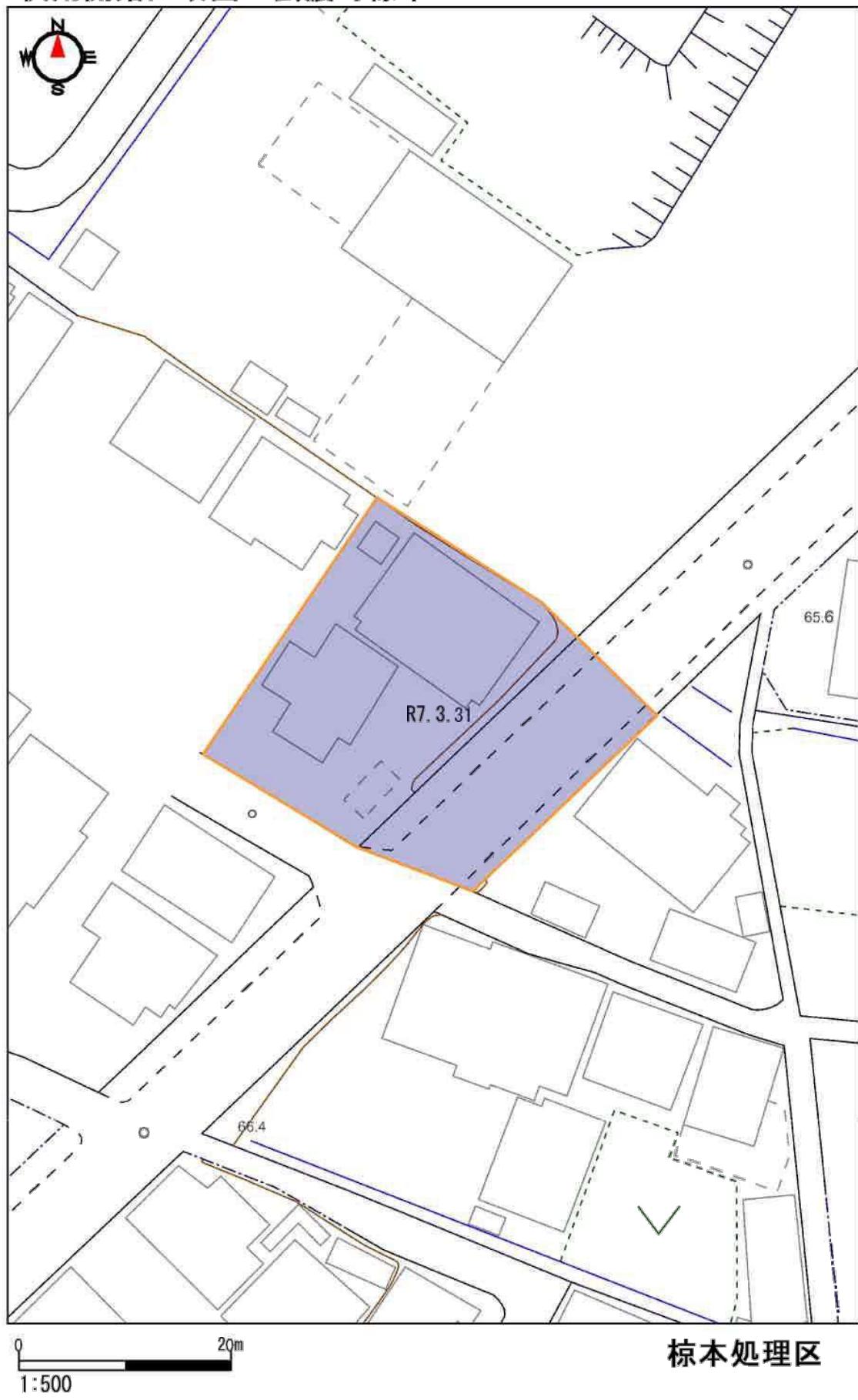
供用開始区域図 一志町田尻

R7. 3. 31



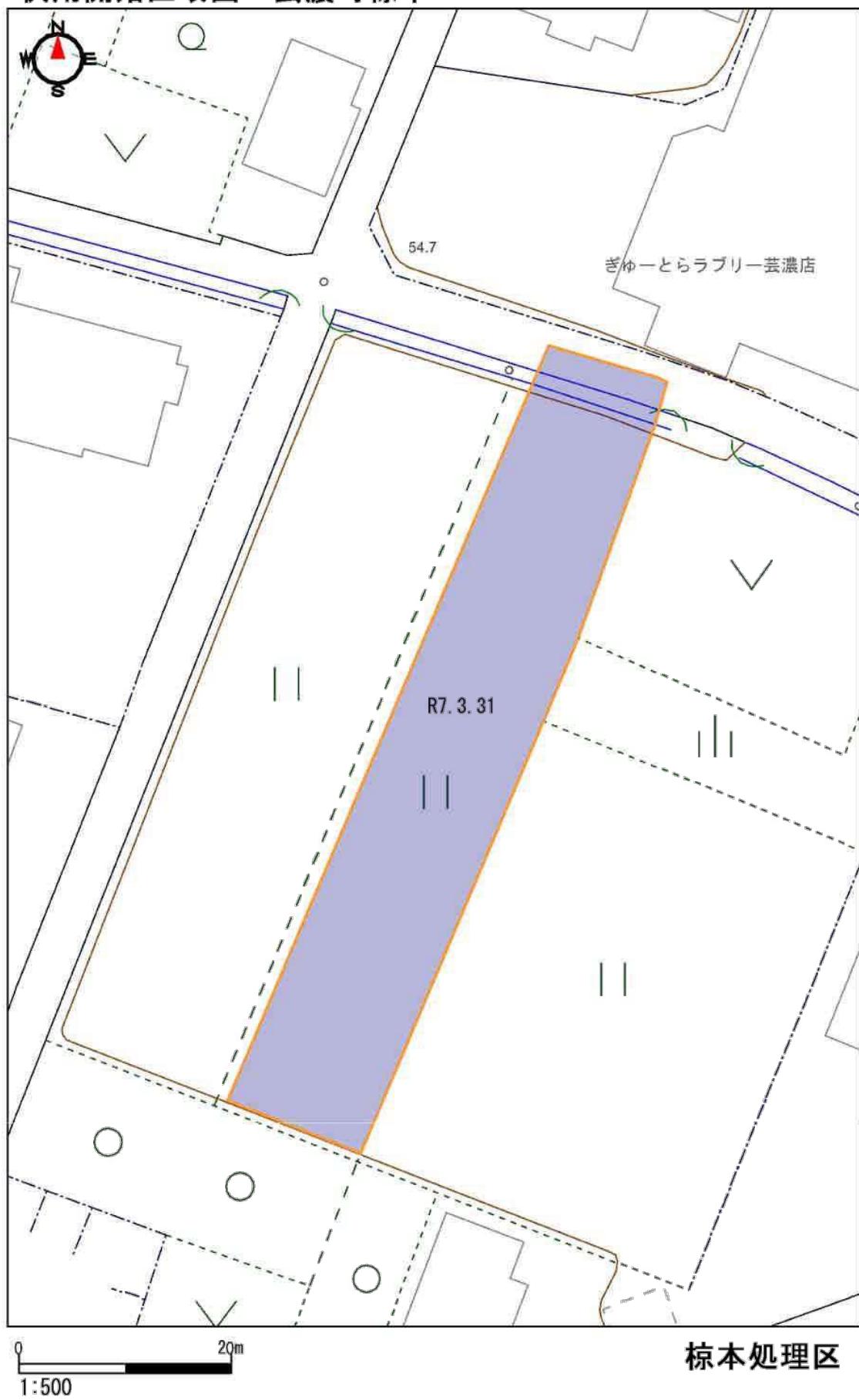
供用開始区域図 芸濃町棕本

R7. 3. 31



供用開始区域図 芸濃町椋本

R7. 3. 31



津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和7年3月10日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和7年3月17日（月） 午後4時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 人事異動について
- (2) 津市指定有形民俗文化財の指定について
- (3) 津市立学校の管理に関する規則の一部改正について
- (4) 令和7年度学校運営協議会委員の任命について
- (5) 令和6年度学校における差別事象への取組から

津市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和6年津市選挙管理委員会告示第38号は廃止する。

令和7年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,418人 |
| 2 | 6分の1の数 | 36,814人 |
| 3 | 3分の1の数 | 73,628人 |

津市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、津市河内財産区議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年3月11日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

選挙期日 令和7年3月16日

津市選挙管理委員会告示第8号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和7年3月11日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

投票所 津市落合の郷管理棟

津市選挙管理委員会告示第9号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月11日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

投票所を開く時間	午前7時
投票所を閉じる時間	午後7時

津市選挙管理委員会告示第10号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月11日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

津市選挙管理委員会告示第11号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和7年3月11日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

1 選挙会の場所

津市落合の郷管理棟

2 選挙会の日時

令和7年3月16日午後7時30分から

ただし、無投票の場合の選挙会は、令和7年3月17日午前9時より定められた場所で行う。

津市選挙管理委員会告示第12号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

令和7年3月11日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

1 選挙長

住所 津市芸濃町河内
氏名 小松 大演

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住所 津市芸濃町河内
氏名 落合 すま子

津市選挙管理委員会告示第13号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和7年3月11日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

1 投票管理者

住所 津市芸濃町河内
氏名 落合 実

2 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住所 津市芸濃町河内
氏名 落合 美智代

津市選挙管理委員会告示第14号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和7年3月11日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

場 所 津市芸濃庁舎2階会議室

津市選挙管理委員会告示第15号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

令和7年3月11日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

1 期日前投票管理者

職務を行うべき日	住所	氏名
3月12日	津市芸濃町河内	落合 実
3月13日	津市芸濃町河内	落合 実
3月14日	津市芸濃町河内	落合 実
3月15日	津市芸濃町河内	落合 実

2 期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

職務を行うべき日	住所	氏名
3月12日	津市芸濃町河内	落合 美智代
3月13日	津市芸濃町河内	落合 美智代
3月14日	津市芸濃町河内	落合 美智代
3月15日	津市芸濃町河内	落合 美智代

津市選挙管理委員会告示第16号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法第196条の規定により告示する。

令和7年3月11日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

支出金額の制限額 906,400円